

令和5年度長崎県 送迎バスの安全管理にかかわる研修会

令和5年11月21日

こども家庭庁 成育局 成育基盤企画課
併任 保育政策課
教育・保育専門官 保育指導専門官

馬場 耕一郎

静岡県牧之原市の事案において明らかになっている園の対応の問題点

- ・園児のバス降車時に、運転者、乗務員ともに、送迎用バスに幼児が残っていないか、確認を行わなかった。
- ・運転者は、通常は送迎用バスを運転しない前園長が担当したが、園として降車時の人数確認等を含めた運転者の業務内容を明確に設定していなかった。一方、乗務員は、シルバー人材センターから派遣された者が担当したが、当該者には、降車時の人数確認等を業務内容として求めていなかった。
- ・降車時の人数確認等を手順として決めていなかった。
- ・当園は、登園管理システムを導入していたが、実際に降車した園児やその人数を確認せずにシステムに入力するなど、ミスを防ぐための適切な運用がなされなかった。
- ・クラス補助の職員に対し、園は登園管理システムの適切な確認のタイミングを伝えておらず、同職員は、バスの到着前、かつ、保護者に伝えている入力期限の前に同システムを確認し、クラス担任に伝えたが、最終入力情報を確認しなかった。
- ・クラス担任は、本児がいないことを認識し、欠席か遅刻だと思ったにもかかわらず、保護者への確認の連絡をしなかった。
- ・上記のとおり、園児の出欠について、職員間での共有や、保護者への確認ができていなかった。
- ・園全体として、バス送迎に関し、所在確認等の置き去り防止のための必要な手順を決め、各職員に周知することをしていなかった。

① 所在確認や安全装置の装備の義務付け

誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。

② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成

安全装置の装備が義務化されることを踏まえ、置き去り防止を防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを作成。

③ 安全管理マニュアルの作成

車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定。

④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」

(1)送迎用バスへの安全装置導入支援

(2)登園管理システムの導入支援

(3)こどもの見守りタグ(GPS)の導入支援

(4)安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

緊急対策① 所在確認や安全装置の装備の義務付け

1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

2. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等^(※1)の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置^(※2)の装備 及び 当該装置を用いて、降車時の①の所在確認

全員降車



自動検知式



降車時確認式

※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。

※2 国土交通省のガイドライン(令和4年12月20日公表)に適合していることが求められる。

3. 施行期日

令和5年4月1日(令和4年12月28日公布)

※②については、経過措置あり

安全装置を用いた所在確認

安全装置の装備が困難な場合は、
代替措置で可

令和5年4月1日

令和6年4月1日

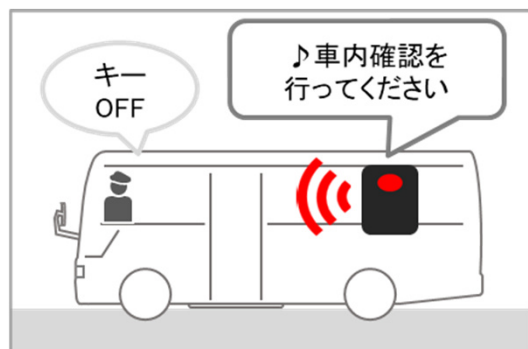
<代替措置の例>

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

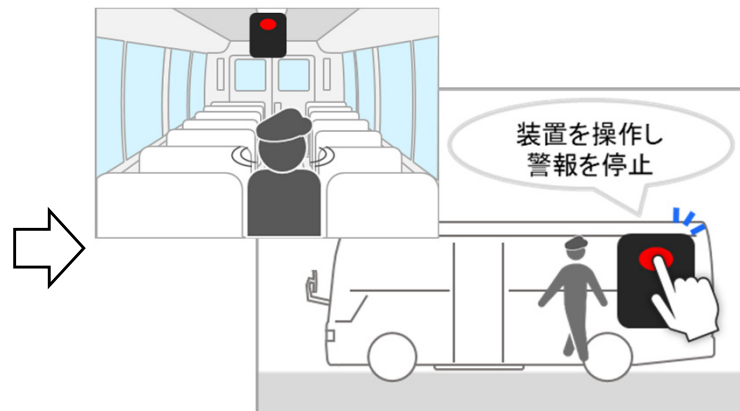
緊急対策② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置



エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す**車内向けの警報**

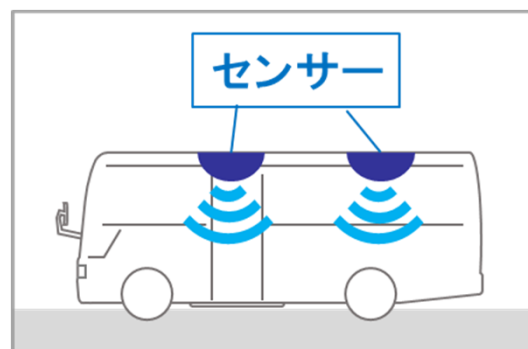


車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

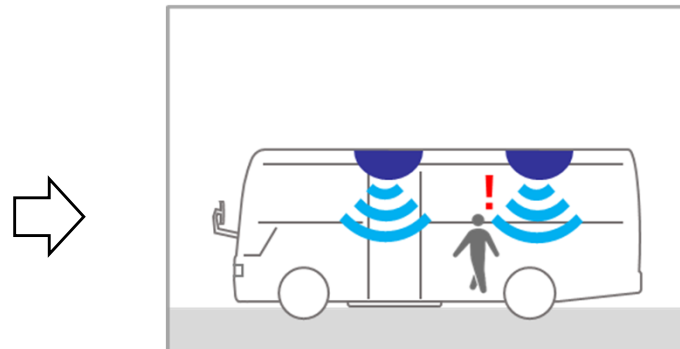


確認が一定時間行われない場合、**更に、車外向けに警報**

自動検知式の装置



エンジン停止から一定時間後に**センサーによる車内の検知を開始**

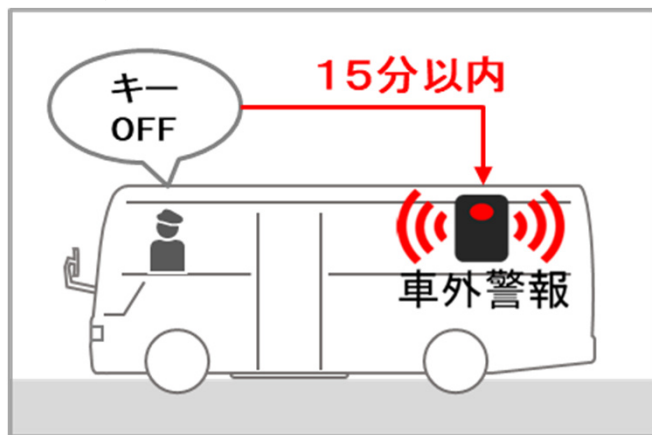


置き去りにされたこどもを検知すると、**車外向けに警報**

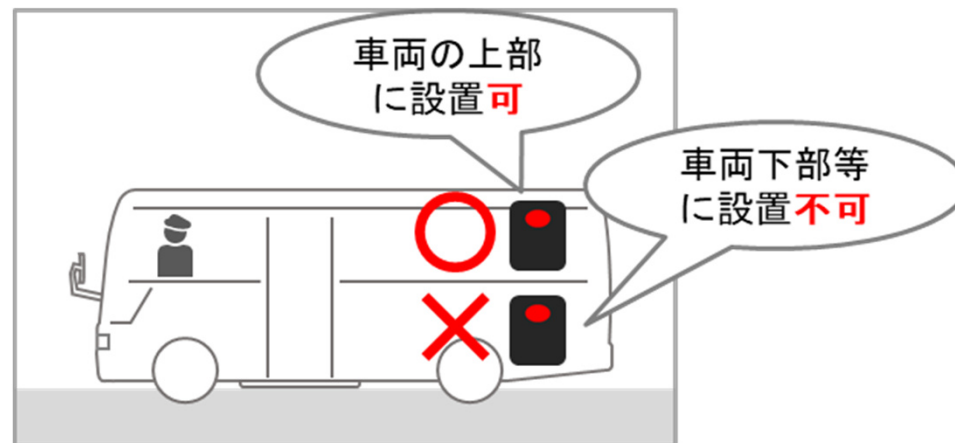
ガイドラインにおいて規定された主要要件

- ① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始

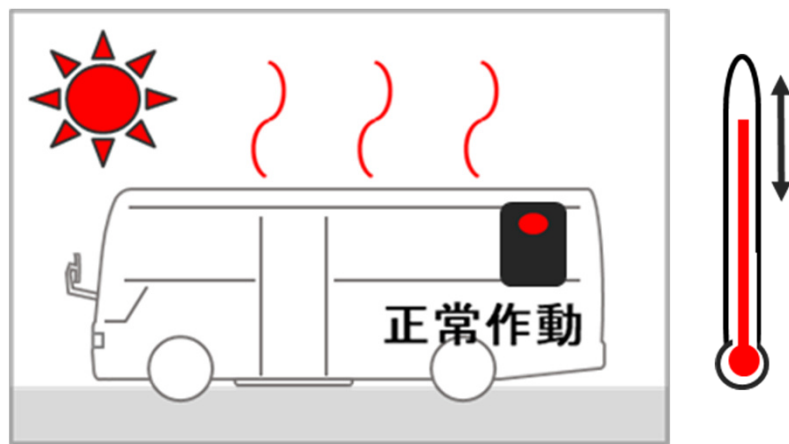


- ② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること



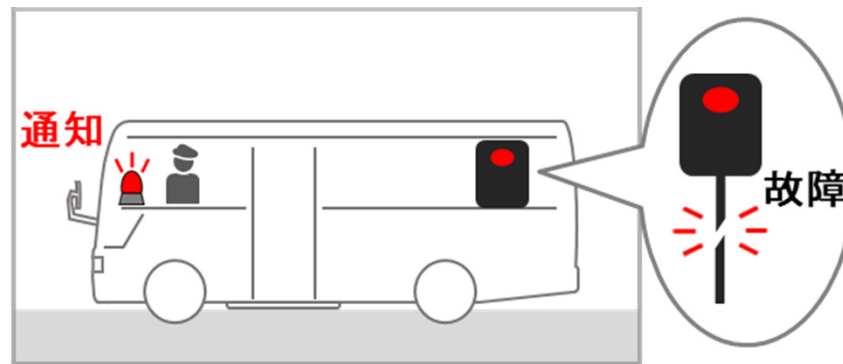
- ③ 十分な耐久性を有すること

例) -30~65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



- ④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。

◆安全管理マニュアルのポイントは以下のとおり。

○毎日使えるチェックシート

毎日見落としがないかを確実に確認する内容

○バス送迎の業務の流れに沿って、ポイントを整理

園での業務の流れが適切か確認する内容

○置き去り事故ゼロをめざす

ヒヤリ・ハット事例の共有、子ども自らSOSを出せる支援

バスのラッピングやスモークガラスの使用に関する留意事項

○シンプルな構成

内容を確実に理解し、読み返すことが負担にならない工夫

※ 現場で運用していく中で、工夫すべき点など、様々な意見が出てくるのが想定される。これらの意見や静岡県の特別指導監査の結果なども踏まえ、マニュアルの改訂には柔軟に対応していく。

※ 本マニュアルを各都道府県等に周知する際の事務連絡において、当事者家族等の精神的ケアの必要性について伝達

※ 行政や他の施設に共有すべき、命の危険につながりかねないようなヒヤリハット事例の収集や共有の方法などについて、有識者や現場をよく知る団体関係者、先進自治体などの意見も伺いつつ調査研究を実施。

こどものバス送迎・安全徹底マニュアル ～みんなの点呼で幼い生命を守る～

<目次>

1. 毎日使えるチェックシート

毎日見落としがないかを確実に確認する内容

2. 園の体制の確認

3. 送迎業務モデル例

バス送迎の業務の流れに沿って、ポイントを整理
園での業務の流れが適切か確認する内容

4. ヒヤリ・ハットの共有

5. こどもたちへの支援

6. 送迎用バスの装備等



シンプルな構成
内容を確実に理解し、読み返すことが負担にならない工夫

本マニュアルは、園（注）の現場で送迎にかかわるすべての人を対象に作成しています。

- ・既にある園のマニュアルに追加して使用する、マニュアルを見直す際に参考にするなど、各園での取組の補助資料としてご活用ください。

（注）「園」には、保育所及び特別支援学校も含む。以下、本マニュアルにおいて同じ。

施設長・園長のみなさんへのお願い（本マニュアルの使い方）

「1. 毎日使えるチェックシート」

日々の送迎時におけるこどもの見落とし防止にすぐに活用いただけるシートです。チェックシートを運転手席に備え付けておくなどして、ご活用ください。

「2. 園の体制の確認」「3. 送迎業務モデル例」

日々の園の取組について、立ち止まって確認いただきたいことについてまとめました。これらを参考に、園長自ら定期的に園での取組状況を確認するとともに、園長のリーダーシップの下、研修や職員会議等の機会に送迎業務モデル例を用いて園の取組の振り返りや認識合わせをするなど、各園の実情に応じてご活用ください。

「4. ヒヤリ・ハットの共有」「5. こどもたちへの支援」「6. 送迎用バスの装備等」

留意いただきたい点をまとめています。園長や主任職員、担任職員、運転手等の皆様には是非ご一読いただき、日々の保育・教育等に活かしていただくようお願いいたします。

1. 毎日使えるチェックシート

○バス送迎をどなたが担当しても、**確**
実に見落としを防ぐことが重要です。

○印刷して運転手席に備え付けておく
などして、見落としがないかの確認
を毎日確実に行いましょう。

10月1日(月): **登園** / 降園

- 同乗職員は、
バスに乗る こどもの数を数えた。
- 同乗職員は、
バスから降りた こどもの数を数え、
全員が降りたことを確認した。
- 同乗職員は、
連絡のない こどもの欠席について、
出席管理責任者に確認した。
- 運転手は、バスを離れる前に、
車内に こどもが残っていないことを、
椅子の下まで見落としがないか見て、
確認した。

運 転 手: _____

同乗職員: _____

上記報告を受けた: _____

2. 園の体制の確認(1/2)

バス送迎におけるこどもの安全の確保のためには、

- **全職員・関係者が共通認識をもって取り組む**こと
- **園長の責任**の下で、こどもの安全・確実な登園・降園のための**安全管理を徹底する体制を作る**ことが重要です。

* **園長自ら**体制を定期的に確認しましょう。

特に年度初めや職員の異動がある場合には必ず確認するようにしましょう。

①安全管理の体制づくり

- 送迎時の具体的な手順と役割分担を定めたマニュアル等を作成している。
- 出欠確認を行う時間、記録や共有方法等のルールを定めている。
- 運転手の他に職員が同乗する体制を作っている。
- 定期的に研修等を実施している。
- マニュアル等について全職員に周知・徹底している。
- マニュアル等を送迎用バス内、又は全職員が分かる場所に設置している。
※ 通常送迎用バスを運転・同乗する職員とは別の職員等が対応する場合に備え、
運転・同乗する職員以外の職員も研修の参加対象とすることが必要です。
- ヒヤリ・ハットを共有する体制を作っている。
- 送迎用バスの運行を外部業者に委託している場合は、園で運行する場合と同様の安全管理体制を敷いているか確認している。

2. 園の体制の確認(2/2)

バス送迎におけるこどもの安全の確保のためには、

- **全職員・関係者が共通認識をもって取り組むこと**
- **園長の責任の下で、こどもの安全・確実な登園・降園のための安全管理を徹底する体制を作る**ことが重要です。

* **園長自ら**体制を定期的に確認しましょう。

特に年度初めや職員の異動がある場合には必ず確認するようにしましょう。

②保護者との連絡体制の確保

- 保護者に、欠席等の理由により送迎用バスを利用しない場合の園への連絡の時間や方法等のルールを伝えている。
 - 園の送迎用バスのマニュアルを保護者と共有している。
- ※ 園の取組を保護者に伝え、日頃から理解・協力を得ることが大切です。

③園長の責務

- 園長は現場の責任者として、高い意識を持って、こどもの命を守るための安全管理に取り組んでいる。
- 園長は、職員相互の協力体制を築き、職員とともに安全管理に取り組んでいる。

3. 送迎業務モデル例 ①登園時

※バス送迎業務のモデル例をまとめました。各園の業務の組立ての参考にしてください。

①事前準備

- 運転手は、車両の点検（ライト、ランプの動作確認等）をしている。
- 園長・主任職員等は、運転手の健康状態を確認している。
- 出席管理責任者は、当日の出欠を確認し、乗車名簿に反映している。
- 出席管理責任者は、乗車名簿を運転手、同乗職員、園長、主任職員、担任（担当）職員と共有している。
- 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか、乗車前に確認している。

*送迎用バス内におけるこどもの席を指定しておくことは、所在確認をしやすくし、見落としを防止する効果が期待されます。

*「出席管理責任者」や「その日の確認業務を補助する職員」は、各園の実情に応じて主任職員等と兼務することも考えられます。

3. 送迎業務モデル例 ①登園時

※バス送迎業務のモデル例をまとめました。各園の業務の組立ての参考にしてください。

②乗車時 (こどもが所定の場所で順次乗車)

- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している。
- 同乗職員は、バス停に乗車すべきこどもがいない場合や乗車しないはずのこどもがいる場合などは、速やかに出席管理責任者に連絡している。
⇒ 連絡を受けた出席管理責任者は、保護者に速やかに連絡して確認している。
- 運転手は、乗車したこどもの着席を確認してから発車している。

※バス送迎業務のモデル例をまとめました。各園の業務の組立ての参考にしてください。

*「出席管理責任者」や「その日の確認業務を補助する職員」は、各園の実情に応じて主任職員等と兼務することも考えられます。

3. 送迎業務モデル例 ①登園時

※バス送迎業務のモデル例をまとめました。各園の業務の組立ての参考にしてください。

③降車時 (園に到着後、こどもが一斉に降車)

- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、降車を確認し、記録している。
- 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している。
⇒ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している。
- 運転手は、バスの置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している。

*「出席管理責任者」や「その日の確認業務を補助する職員」は、各園の実情に応じて主任職員等と兼務することも考えられます。

3. 送迎業務モデル例 ①登園時

※バス送迎業務のモデル例をまとめました。各園の業務の組立ての参考にしてください。

④降車後 (こどもが全員降車後)

□ 担任(担当)職員は、乗車名簿とその日の出欠状況を照合し、出席管理責任者に報告している。

⇒ □ 情報に齟齬がある場合、出席管理責任者は、速やかに出欠について確認を行うとともに、園長等に報告している。

□ 車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認している。

*「出席管理責任者」や「その日の確認業務を補助する職員」は、各園の実情に応じて主任職員等と兼務することも考えられます。

3. 送迎業務モデル例 ②降園時

※バス送迎業務のモデル例をまとめました。各園の業務の組立ての参考にしてください。

①事前準備～乗車時 (こどもが一斉に乗車)

- 出席管理責任者は、当日の出欠を反映させた乗車名簿を運転手、同乗職員、園長、主任職員、担任(担当)職員と共有している。
- 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか、乗車前に確認している。
- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している。

*送迎用バス内におけるこどもの席を指定しておくことは、所在確認をしやすくし、見落としを防止する効果が期待されます。

*「出席管理責任者」や「その日の確認業務を補助する職員」は、各園の実情に応じて主任職員等と兼務することも考えられます。

3. 送迎業務モデル例 ②降園時

※バス送迎業務のモデル例をまとめました。各園の業務の組立ての参考にしてください。

②降車時（こどもが所定の場所で順次降車）

- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、降りる場所でこどもを保護者に引き渡したことを確認し、記録している。
- 運転手は、降車したこどもの安全を確認してから発車している。

*「出席管理責任者」や「その日の確認業務を補助する職員」は、各園の実情に応じて主任職員等と兼務することも考えられます。

3. 送迎業務モデル例 ②降園時

※バス送迎業務のモデル例をまとめました。各園の業務の組立ての参考にしてください。

③降車後（こどもが全員降車後）

□ 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している。

⇒□ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している。

□ 運転手は、バスの置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している。

□ 車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認している。

*「出席管理責任者」や「その日の確認業務を補助する職員」は、各園の実情に応じて主任職員等と兼務することも考えられます。

4. ヒヤリ・ハットの共有

※以下のポイントも、こどもの安全を守る上で重要です。

園長のリーダーシップの下、園の実情に応じて毎日の安全管理の取組に盛り込むことが重要です。

- ヒヤリ・ハット事例に気付いた職員は、すぐに園長に報告することとしている。
- ヒヤリ・ハット事例について職員間で共有する機会を設けるとともに、日頃から報告しやすい雰囲気づくりを行っている。
- 報告のあったヒヤリ・ハット事例を踏まえ、再発防止策を講じている。

※安全は日々の積み重ねで築かれます。職員の入れ替わり、こどもの入れ替わり等がありますので日々学び続けることが重要です。ヒヤリ・ハットから学び続ける姿勢が園の安全管理に関する機運を高めます。

※日々のミーティングや、定例の職員会議等でヒヤリ・ハットを取り上げる時間を設け、また、報告者に感謝を示す等して報告を推奨することが大切です。こうした取組によって、安全管理を大切にすることが職員の共通認識となります。

5. こどもたちへの支援

○大人が万全の対応をすることでこどもを絶対に見落とさないことが重要ですが、万が一車内に取り残された場合の危険性をこどもたちに伝えるとともに、緊急時には外部に助けを求めるための行動がとれるよう、こどもの発達に応じた支援を行うことも考えられます。

○その際、こどもたちが園生活を通じてのびのびと育つことを第一に考え、送迎用バスに乗ることに不安を与えないよう十分留意する必要があります。

〔支援の例〕

- 周囲に誰もいなくなってしまった場合を想定してクラクションを鳴らす訓練を実施
- 乗降口付近に、こどもの力でも簡単に押せ、エンジンを切った状態の時だけクラクションと連動して鳴らすことができるボタンを設置

6. 送迎用バスの装備等

置き去り防止を支援する安全装置について

- 園の送迎用バスについて、置き去り防止を支援する安全装置の装備を義務化します。
- バスの置き去り防止を支援する安全装置については、現在、様々な企業が開発に取り組んでいるところですが、安全装置として必要とされる仕様に関するガイドラインを国として令和4年中に定めることとしています。
- 園での購入・設置に当たっては、ガイドラインに適合している製品かどうかに留意してください。
ガイドラインに適合している製品について、ウェブサイトに掲載する等の対応を予定しています。
- 安全装置の装備後は、定期的に、動作していることを確認することが必要です。日々の送迎時において動作を確認するほか、園の安全計画等に定期的な点検について記載し、対応してください。

6. 送迎用バスの装備等

ラッピング・バス等について

- 紫外線等を防止しこどもの健康や安全を守る等の観点から、送迎用バスにラッピングやスモークガラス等を使用する場合は、こどもの状況や保護者の意見なども踏まえて各園において適切な対応を決めていくことが重要です。
- その際、外から車内の様子がほとんど見えないほどのラッピングやスモークガラス等を使用することは、車内のこどもの存在が、外から全く気付いても見えなくなってしまう、置き去りによる事故発生のリスクを高めることにつながりますので、避けるべきと考えられます。

幼児専用車に係る衝突時の安全対策については、シートバックの後面に緩衝材を装備すること等が望ましいとされていることにも留意してください。

緊急対策④ 「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進

＜内閣府・文部科学省・厚生労働省予算＞
令和4年度第2次補正予算：234億円

1 事業の目的

- こどもの安全対策として、送迎用バスへの安全装置や登園管理システム、こどもの見守りタグ（GPS）の導入の支援などを行う。

2 事業の内容

【事業概要】

(1) 送迎用バスへの安全装置の導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

ブザーやセンサーなど、車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置の装備等のための改修に必要な経費を支援
（定額補助（装備が義務付けられる施設（保育所等）：17.5万円、義務付けられない施設（小・中学校等）：8.8万円））
※令和4年9月5日以降の送迎用バスへの安全装置（安全装置の仕様に関するガイドラインに適合するものに限る。）の装備を対象とする。

(2) 登園管理システムの導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

幼児の登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するための登降園管理システムの導入に必要な経費を支援
（事業者負担：1/5）

(3) こどもの見守りタグ（GPS等）の導入支援（文部科学省・厚生労働省計上）

安全対策に資するGPS等を活用したこどもの見守りサービスなどの安全対策に資する機器等の導入に必要な経費を支援
（事業者負担：1/5）

(4) 安全管理マニュアルの研修支援等（内閣府計上）

保育所、幼稚園、認定こども園等の職員に対する安全管理の研修の実施に必要な経費を支援するとともに、送迎用バスに装備する安全装置の推奨リストを作成（自治体負担：1/2）

【対象施設】

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校

緊急点検の結果の概要(2)

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における
バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議(第5回)資料

	保育所 (n=1,477)	認可外 保育施設 (n=832)	幼稚園 (n=4,258)	認定こども園 (n=3,776)	特別支援学校 (幼稚部) (n=16)
連絡が無く子どもがいない場合の保護者への確認及び子どもの出欠状況に関する職員間における情報共有をしているか【常に行っていると回答した施設の割合】	93.6%	94.7%	94.6%	94.4%	100.0%
(上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合)	(28.0%)	(35.1%)	(36.2%)	(35.8%)	(37.5%)
登園の際、乗降時における子どもの人数、名前等を確認(乗車時は記録も含む。)しているか【常に行っていると回答した施設の割合】	88.5%	83.1%	89.4%	88.8%	100.0%
(上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合)	(39.7%)	(40.6%)	(44.1%)	(44.9%)	(37.5%)
担任職員が、出欠確認の際、降車時の引継ぎ情報と当日の子どもの出欠に関する情報を突き合わせて確認しているか【常に行っていると回答した施設の割合】	95.1%	93.8%	94.8%	94.6%	87.5%
(上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合)	(33.4%)	(36.7%)	(41.0%)	(39.6%)	(25.0%)
バスの運転手の他に、事故防止の観点で子どもの対応ができる職員を同乗させることとしているか	94.0%	74.6%	97.7%	97.9%	100.0%
通常通園バスを運転・同乗する者とは別の者が通園バスを運転・同乗する場合、確認内容の手順等の引継ぎを行っているか	87.1%	87.0%	95.1%	92.6%	100.0%
バス通園における子どもの見落とし防止につながる研修を園内で実施しているか	49.0%	47.5%	56.1%	52.6%	56.3%
バス内にセンサーを付けるなど、車内に子どもが残っていないか、見落としが無いようなシステム等を導入しているか	1.1%	3.6%	1.7%	1.7%	0.0%

実地調査で内容ごとに課題が見られた割合

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における
バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議（第5回）資料

- ・報告基準日（12月7日）時点で実地調査を実施済の施設について、下表の観点で自治体として課題が見られたか、回答してもらったところ、「保護者との連絡・職員間の情報共有」、「乗降車の際の確認」に関する各観点で課題が見られたのは、おおむね3～9%程度。
- ・「園内研修」に関する観点で課題が見られたのは、5～15%程度。

課題が見られたかどうかの観点	保育所等 (n=1,255)	認可外保育施設 (n=705)	幼稚園 (n=3,161)	認定こども園 (幼保連携型) (n=1,953)	認定こども園 (幼稚園型) (n=812)	認定こども園 (保育所型) (n=210)	認定こども園 (地方裁量型) (n=21)	特別支援学校 幼稚部 (n=23)
1 車両について								
「ラッピング等で外から「車内が見えにくい」・「全く見えない」バスがある場合、なぜラッピング等をしているか、車内が見えにくくなることにどう対策を講じているのか」等の点で課題が見られる	2.4%	4.4%	1.3%	1.6%	0.5%	2.4%	4.8%	0.0%
2 こどもの出欠状況に関する保護者への確認や職員間の情報共有について								
「こどもの出欠確認にあたって、連絡が無くこどもがいない場合、保護者へ確認を取っているか、また、こどもの出欠状況について、職員間で情報共有を行っているか。」という点で課題が見られる	2.9%	3.2%	1.1%	3.9%	4.1%	4.3%	0.0%	0.0%
3 乗降車の際の確認について								
「こどもの出欠状況等について複数の職員で確認しているか。」という点で課題が見られる	2.2%	6.4%	1.0%	3.5%	3.6%	2.9%	9.5%	0.0%
「乗降時にこどもの人数や名前等の確認を行っているか。」という点で課題が見られる	3.4%	6.7%	1.0%	3.9%	4.1%	4.3%	4.8%	0.0%

実地調査で内容ごとに課題が見られた割合②

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における
バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議（第5回）資料

課題が見られたかどうかの観点	保育所等 (n=1,255)	認可外保育施設 (n=705)	幼稚園 (n=3,161)	認定こども園 (幼保連携型) (n=1,953)	認定こども園 (幼稚園型) (n=812)	認定こども園 (保育所型) (n=210)	認定こども園 (地方裁量型) (n=21)	特別支援学校 幼稚部 (n=23)
3 乗降車の際の確認について								
「乗降時に確認された情報を施設・園の担当（担任）職員等に引き継ぎ、こどもの出欠に関わる情報と突合等を行っているか。」という点で課題が見られる	3.9%	8.2%	0.9%	4.4%	4.2%	4.8%	4.8%	0.0%
「こどもの降車後に車内の見回りをしているか。」という点で課題が見られる	2.9%	2.6%	0.4%	2.7%	2.7%	2.4%	0.0%	4.3%
「各日、登園・降園それぞれについて記録できる乗車名簿を作成しているか。」等の点で課題が見られる	4.2%	8.8%	2.2%	4.4%	5.8%	4.8%	0.0%	0.0%
4 安全計画について								
「通園バスの乗降に係る安全確保について「学校安全計画」等に規定しているか。」という点で課題が見られる			11.6%	14.3%	17.6%			17.4%
5 園内研修について								
「バス通園におけるこどもの見落とし防止につながる研修を園内で実施しているか。」という点で課題が見られる	14.9%	13.6%	6.4%	10.4%	13.4%	7.1%	4.8%	0.0%

職員間の共通認識の醸成

- ・職員間でバスマニュアルの読み合わせを各学期に実施している。
- ・月に一度、園長や添乗員等による安全協議会（職員による話し合い）を実施している。
- ・毎年度末に、新年度に回る運行コースを添乗員・運転手により試乗。試乗の中で、園児の乗降、保護者への受け渡し方法等のシミュレーションを実施している。

マニュアル・チェックリストの活用

- ・今回の事件の時系列に沿って対応策を検討し、マニュアルに盛り込んだ。
- ・確認漏れが発生しそうな部分をなくすため、複数の保育士でロールプレイを行い、議論を重ねて作成した。
- ・座席表に乗降チェックができる欄を設けている。また同じ様式をバス用と園内用と用意し、バス利用園児の園への出入りを記録、突合している。
- ・登降園時に職員がすべきことを1枚のフローにまとめ、時間ごとに何をすべきか、分かりやすくしている。
- ・確認・消毒の「時間」を記録させ、確認漏れのないよう意識を高めている。
- ・バス運行や危機管理のマニュアルのデータを全保護者に送付し情報共有する。

こどもの人数確認

- ・顔写真付きのバス名簿を作成している。
- ・バスの座席を固定することで、見落としを防ぐ。
- ・運転手、同乗者、園長のトリプルチェック体制とした。

出欠状況の職員間共有

- ・携帯電話や無線機を導入し、認定こども園と送迎用バスの連絡を迅速に行っている。
- ・職員が誰でも、どこでも出欠状況を入力でき、同一のものを確認できるシステムを導入している。
- ・朝礼時にバス乗降の出欠確認を職員間で行うとともに、ホワイトボードを用いて欠席者が一目でわかるようにしている。

運行時の体制等

- ・送迎バスに乗車する職員を専任していて乗車名簿での乗車確認と利用児の異変に気付きやすくしている。
- ・不慣れな職員が添乗する場合（特に年度当初）は、慣れた職員が同乗し、一定期間指導等を行う。

保護者との連絡

- ・欠席する場合、バスの利用者は保護者に①直接バスの携帯に乗降についての連絡、②園に健康上の理由等で欠席の連絡、と2回連絡してもらうようにしている。
- ・アプリにより、保護者がバスを利用するかをいつでも入力できるようにしている。

バス車内の見回り点検

- ・運転手による見回り点検後、後部窓ガラスに「点検済」の札を掛ける。
- ・運転手や同乗者に加え、園長や遅れて出勤する職員等が3重で見回りや点検を行う。
- ・降車後も監視カメラで園バスの中の様子を見ることが可能。（職員室内で確認）
- ・登園後及び降園後に運転手が車内の掃き掃除を行う。

ラッピング

- ・全面に日よけ防止フィルムを貼っていたが、子どもの背の高さ以上に変更して、見通しをよくするようになった。
- ・窓にかかる部分は、透過性の高い仕様とし、中が見えるようにしている。

ヒヤリ・ハット事案

- ・ヒヤリ・ハット事例があった場合は経緯をまとめ、職員間で対応を検討した上でファイルに保管している。
- ・当該事案が生じた際は、早急に職員会議等を開催し職員間で共有し、再発防止に努める体制をとっている。

こどもの発達に応じた支援

- ・取り残された場合に押すと園事務室内にブザーが鳴る機器を設置しており、こどもたちに使用方法を指導している。
- ・バス内になにかあったらクラクションを押すピクトグラムを掲示

学校安全計画 等

- ・バス運行に関する安全管理を記載している。
- ・乗車中に事故や地震が起こった場合の対応を定めている。

その他

- ・ドライブレコーダーを活用して、定期的に園長が確認し、気になった点があれば、運転手に報告するようにしている。

危機管理(不審者侵入時の対応)の徹底について①

事務連絡
令和3年11月29日

各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体の学校設置会社担当課 御中
各都道府県私立学校主管課
国公立大学法人担当課
各都道府県・市町村認可外保育施設主管課

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付
内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理(不審者侵入時の対応)の徹底について

この度、宮城県登米市の認定こども園において、刃物を持った男が敷地内に侵入するという事案が発生しました。当該認定こども園においては、園の危機管理マニュアルに基づき、不審者発見後、園庭にいた子どもを屋内に速やかに避難させるなどの対応を行っており、園児及び職員に怪我などはなかったとのこと。また、不審者を想定した訓練も実施していたとの報告も受けております。

認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部・小学部)、保育所、認可外保育施設及び小学校における危機管理(不審者侵入時の対応)については、法令や各府省が定めるガイドライン等において、必要な対応や留意すべきポイント等を示しているところです(別添1参照)。

つきましては、上記の別添1を踏まえつつ、下記のとおり危機管理(不審者侵入時の対応)を徹底することについて、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の幼稚園、小学校及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所管の学校設置会社に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人に対して、国公立大学担当課におかれては附属学校に対して、各都道府県・市町村保育主管課におかれては域内の保育所に対して、各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市認可外保育施設主管課におかれては所管の認可外保育施設に対して、周知されるようお願いします。

危機管理(不審者侵入時の対応)の徹底について②

記

- ① 不審者の侵入等緊急時の対応マニュアルを整備するとともに、実践的な訓練、園内研修の充実等を通じて、全教職員等が、不審者を発見したときの情報伝達や緊急時の役割分担、指示の流れや避難経路・避難場所等について、共通理解を図ること。
特に、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所及び認可外保育施設においては、教育・保育活動の場や内容、教職員等の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があることから、全教職員等が揃わない時間帯等においても、状況に応じた対応がとれるよう共通理解を図ること。また、不審者を刺激させないほか速やかな避難行動を行うことができるよう、役割分担に応じて子どもに分かりやすい指示で安全に誘導することや、あらかじめ決めておいた文言を放送等で知らせること。
- ② 門、囲障(塀やフェンス等)、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等の状況、警報装置や監視システム、通報機器等の作動、不審者侵入防止用の設備の状況等を点検・確認すること。
なお、各施設における防犯対策の強化については、「保育所等整備交付金(保育所等防犯対策強化事業)」「(厚生労働省事業)」、「学校安全総合支援事業」(文部科学省事業)や「私立幼稚園施設整備費補助金(防犯対策工事)」「(文部科学省事業)等による補助を実施しており、これらを活用されたいこと(別添2参照)。
- ③ 様々な場面や時間帯を想定した実践的な避難訓練を行うとともに、発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝えるなど、子どもが緊急時の対処の仕方を身につけられるよう取り組むことが必要であること。
特に認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所及び認可外保育施設においては、教育・保育活動の場や内容等が多様であること、子どもの身体発育や精神的機能の発達が十分ではないことなどの特徴があることに留意しながら、様々な場面や時間帯を想定した実践的な避難訓練を行うとともに、子どもの発達の実情に応じて行うこと。
- ④ 緊急時に備えた連絡体制や協力体制を保護者や、消防、警察などの関係機関との間で整えておくとともに、地域とのコミュニケーションを積極的にとり、あらかじめ緊急時の協力や援助を依頼しておくこと。

別添1,2(略)

園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について①

事務連絡
令和4年4月11日

各都道府県・市区町村保育主管部(局)、認可外保育施設主管部(局) 御中
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当) 付
内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 付

保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について

※一部抜粋

- 各保育所等におかれては、別添5【※略】や別添6に示される園外活動時等の安全確保に関する取組について、保育士等の職員の一人一人が認識、理解できるよう、回覧に付すことや印刷して配布することなど、閲覧に供することにより、周知の徹底を行っていただきたいこと。(別添6)

園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項【未然防止のための取組】

<現場への注意喚起>

- 保育中の園児の確認の仕方や点呼の際の留意事項をチラシにして各園に配布する
- 自治体の元職員が巡回職員として、各園の散歩などの園外活動時に同行し、気になる点などを適宜指導する

<園外活動時の人的支援>

- 園外活動に当たって、保育支援者(キッズ・ガード)の活用を促進している
- 散歩中の見守りのため短時間勤務職員を雇い上げている

<指導監査時の対応>

- 園児が行方不明となった場合の対応マニュアル(フローチャート等)を作成しているかについて、指導監査の際に項目化し、確認を徹底する
- 指導監査時にヒヤリ・ハット事案も含めて発生した事故を確認し、起きた要因や施設として何が足りなかったのかを把握し、指導する
- 指導監査時に事故発生報告を確実に行政に報告しているかなどを点検し、各園の安全管理体制をチェックする

園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について②

<事故報告の共有>

- 園児の見落とし等を含む事故の発生状況について、年次報告として取りまとめ、各園に共有する

【実例を踏まえた留意事項】

- 行き慣れない公園には、死角を正確に把握していないことなどにより、園児を見失うケースがあった
⇒ あらかじめ職員による下見を確実に行うことなどが考えられる
- 公園への散歩から園舎に戻る際、人数確認を行ったものの、人数確認に時間を要した結果、確認中に園児が離脱していたケースがあった
⇒ 複数の職員で連携して園児の確認を行うことや、開かれた場所で人数確認を行うなどの取組が考えられる
- 朝夕の保護者の出入りが多くなるタイミングで、園児の抜け出し事案が起きたケースがあった
⇒ 保護者の出入りの多い時間帯は、特に門扉が確実に閉まっているかなどの確認を徹底することなどが考えられる
- 園舎に隣接している施設での活動であったため、園児の確認が疎かになったケースがあった
⇒ 園外活動時かどうかにかかわらず、保育中は、常に全員の園児の動きを把握することを徹底することなどが考えられる
- 公園などで、複数の園が同時に活動する場合に、自園の園児が他園の園児の中に紛れ、見失ってしまうようなケースがあった
⇒ ・ 自園の目印となるような帽子などを着用させるなど、自園の園児であることを視認しやすくするための工夫を行う
・ 確認時には、園児を列に並べて顔及び名前を確認する、複数の職員により複数回確認する
・ 他園と連携を図り、同じ公園の中でも遊び場所を分けること、帰園時に声を掛け合うことなどが考えられる

こども家庭庁の教育・保育施設等における事故対策について

1. 教育・保育施設等の事故情報の集約

○「特定教育・保育施設等における事故の報告について」（平成27年2月通知／平成29年11月改正）により、死亡事故等の重大事故（※1）が発生した場合、教育・保育施設等（※2）から提出のあった報告書を自治体から施設を所管する各府省（内閣府・文科省・厚労省）へ提出する制度を開始した。

※1教育・保育施設等の事故とは、教育・保育時間中に発生した死亡事故・意識不明・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う事故。

※2教育・保育施設等とは、認定こども園、幼稚園、保育所、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設。

○内閣府において、自治体から各府省に提出された事故報告を集約し、「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」を作成、公表している。

2. 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの策定

○平成28年3月に、施設・事業者向け及び自治体向けに事故の発生しやすい場面での注意事項等をまとめたガイドラインを策定し、周知を行った。

○その後も、ガイドラインの再周知等、随時の注意喚起を実施している。

3. 自治体による重大事故の再発防止のための検証の実施

○平成28年より死亡事故等の重大事故が発生した場合、自治体において事実関係の把握等を行い、発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討する検証委員会を設置することとした。検証結果と共に再発防止のための提言をまとめ、報告書を原則公表し、国へも提出することも求めている。

○「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」で、自治体から提出された検証報告書を個別に検証している。

4. 有識者会議年次報告の公表・随時の注意喚起

○平成30年から「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」において、自治体から報告のあった検証結果を議論し、また、テーマを決めて調査等を実施し、年次報告として提言等をまとめ、毎年公表している。

○その他、随時の注意喚起を実施している。（令和2年度の例）プール活動・水遊び時、SIDS、節分の豆、幼児乗せ自転車

教育・保育施設等における事故報告

- 死亡事故等の重大事故が発生した場合、自治体から国への報告の仕組みを整備（「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成27年2月16日付通知））
- その後、児童福祉法施行規則の一部改正（認可外保育施設の事故報告の義務化等）に伴い、報告制度を一元化（平成29年11月10日付通知。）

1 報告対象となる施設・事業範囲

- ① 特定教育・保育施設（**認定こども園**、幼稚園、保育所）
- ② 幼稚園（新制度に移行していないもの）
- ③ 特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）
- ④ 地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイ）
- ⑤ 認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む）、認可外の居宅訪問型保育事業

2 報告対象となる重大事故の範囲

- ① **死亡事故**
- ② **治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含む。）**

3 国に対する報告期限

- ① **第1報：原則事故発生当日（遅くとも翌日）**
- ② **第2報：原則1ヶ月以内程度（状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行う。）**

※ 主な報告内容

- 第1報…事故発生日時、子どもの年齢・性別、発生場所、発生状況等
- 第2報…事故の概要、事故発生の要因分析等

教育・保育施設等における事故情報データベース

- 国(所管府省)への報告内容を内閣府で集約し、「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」としてHPで公表(平成27年6月30日から)

1 公表対象とする事故報告

データベースの公表対象は、原則として自治体から第2報以降の事故報告とする。(事故発生の要因分析等、事故の再発防止のため有用な情報は、原則として第2報以降に記載されるため)

2 プライバシーの保護

プライバシーに配慮する観点から、個人情報、施設等の名称・所在地等、事案を特定されるものは掲載しない。(自治体を通じて保護者・関係者等の了解を得たものを公表しており、記載内容は自治体によるもので、国で修正等を加えていない。)

3 データベースの項目

① 公表データベース項目

- ・認可・認可外の別・施設・事業所種別・事故発生時期(月と時間帯)と発生時の場所・状況
- ・子どもの年齢と性別・発生時の体制(クラス年齢・子どもの数・教育・保育等従事者数等)
- ・事故状況(死因・負傷状況・受傷部位・診断名)・事故誘因・事故概要
- ・事故発生の要因分析(ソフト面、ハード面、環境面、人的面)
- ・事故発生の要因分析に係る自治体のコメント

② データベース掲載頻度は概ね3か月に1回(4半期ごと)

こども家庭庁 HP:<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>



重大事故の再発防止のための検証の実施

- 死亡事故等の重大事故について、自治体において事実関係の把握等を行い、発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討する。「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(平成28年3月31日)

1 検証の実施主体

- ①市町村…認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業(小規模保育事業等)、地域子ども・子育て支援事業
- ②都道府県…認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

2 検証の対象範囲

- ①死亡事故
- ②死亡事故以外の重大事故として国への報告対象となる事例のうち、自治体において検証が必要と判断した事例(例えば意識不明等)

※ SIDSや死因不明とされた事例も、事故発生時の状況について検証を行う。

なお、自治体が検証を行う重大事故以外の事例や、いわゆるヒヤリハット事例等については、各施設・事業者等において検証を行う。

3 検証組織による検証

- ①検証は、外部の委員で構成する検証委員会を設置して行う。
- ②検証委員は、重大事故の再発防止に知見のある有識者
(例:学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、栄養士(誤嚥の場合)、各事業に知見のある者等)
- ③検証は、事故発生の実事把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものではない。
- ④検証は保護者や子どもの心情に十分配慮しながら行う。

4 検証の報告

- ①検討委員会は、検証結果と共に再発防止のための提言をまとめ、自治体に報告する。
- ②自治体はプライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、原則、報告書を公表。併せて国へも提出。

事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

○ 運営基準では、特定教育・保育施設等の事業者は、事故が発生した場合の対応等が記載された事故防止のための指針を整備することとされている。そこで、施設・事業者、自治体が、実態に応じて体制整備や教育・保育等を実施していくに当たって参考とするガイドラインを作成。「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日付通知）

1 事故発生時の対応～施設・事業者、地方自治体共通

事故発生時の段階的な対応（①事故発生直後（応急処置および状況把握）、②事故直後以降（関係者への連絡、自治体の支援による対応他、③事故状況の記録、④保護者等への対応、⑤報道機関への対応、⑥国、自治体への事故報告、⑦明らかな危険要因への対応、⑧事故後の検証）

2 事故防止のための取組み～施設・事業者向け

○ 発生防止

- (1) 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項（①睡眠中～窒息リスクの除去の方法、②プール活動・水遊び、③誤嚥（食事中）、④誤嚥（玩具、小物等）、⑤食物アレルギー）
- (2) 職員の資質の向上（①研修や訓練の内容、②研修への参加の促進）
- (3) 緊急時の対応体制の確認（4）保護者や地域住民等、関係機関との連絡（5）子どもや保護者への安全教育（6）設備等の安全確保に関するチェックリスト（7）事故の発生防止のための体制整備

○ 再発防止

- (1) 再発防止策の策定（2）職員等への周知徹底

3 事故防止のための取組み～地方自治体向け

○ 発生防止

- (1) 自治体と施設・事業者との連携整備及び事故発生時の対応のための体制整備
- (2) 職員の資質向上（3）指導監査等の実施（4）施設・事業者への周知と取組の推進

○ 再発防止

- (1) 当該地方自治体で実施した事故後の検証結果と再発防止策の周知
- (2) 検証結果等を踏まえた指導監査等



「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表①

(令和4年7月7日付公表資料 抜粋)

事故報告概要

教育・保育施設等(※)において発生した死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含む。)で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の期間内に第1報のあったものを集計し公表。

※ 教育・保育施設等

・認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)・幼稚園・認可保育所・小規模保育事業・家庭的保育事業
 ・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業(認可)・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)・子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)・認可外保育施設(企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設)・認可外の居宅訪問型保育事業

	負傷等					死亡	計
	内訳						
	(意識不明)	(骨折)	(火傷)	(その他)			
認定こども園・幼稚園・保育所等(※)	1,867	(14)	(1,480)	(7)	(366)	5	1,872
	(+286)	(0)	(+199)	(+1)	(+86)	(0)	(+286)
放課後児童クラブ	475	(0)	(408)	(3)	(64)	0	475
	(+46)	(0)	(+29)	(+3)	(+14)	(0)	(+46)
計	2,342	(14)	(1,888)	(10)	(430)	5	2,347
	(+332)	(0)	(+228)	(+4)	(+100)	(0)	(+332)
割合	99.8%	(負傷等の0.6%)	(負傷等の80.6%)	(負傷等の0.4%)	(負傷等の18.4%)	0.2%	100%
	(0)	(▲0.1)	(▲2.0)	(+0.1)	(+1.9)	(0)	-

・ 各欄下段は、対前年比の増減数

※ 認定こども園・幼稚園・認可保育所等とは、放課後児童クラブ以外の施設・事業

「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表②

(令和4年7月7日付公表資料 抜粋)

① 死亡及び負傷等の事故概要

	負傷等(※2)				死亡 (※2)	計	【参考】施設・事業者数 (時点)
	意識不明	骨折	火傷	その他			
幼保連携型認定こども園	462	4	383	0	75	0	462 6,093 か所(R3.4.1)
幼稚園型認定こども園	29	0	22	1	6	0	29 1,246 か所(R3.4.1)
保育所型認定こども園	61	2	42	1	16	0	61 1,164 か所(R3.4.1)
地方裁量型認定こども園	3	0	3	0	0	0	3 82 か所(R3.4.1)
幼稚園	49	0	38	1	10	0	49 8,172 か所(R3.5.1)
認可保育所	1,189	8	937	2	242	2	1,191 22,732 か所(R3.4.1)
小規模保育事業	18	0	13	0	5	0	18 5,776 か所(R3.4.1)
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	0	0 875 か所(R3.4.1)
居宅訪問型保育事業	1	0	0	1	0	0	1 25 か所(R3.4.1)
事業所内保育事業(認可)	4	0	3	1	0	0	4 666 か所(R3.4.1)
一時預かり事業	3	0	2	0	1	0	3 9,882 か所(R2 実績)
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0 3,582 か所(R2 実績)
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センタ ー事業)	0	0	0	0	0	0	0 956 か所(市区町村) (R2 実績)
子育て短期支援事業(ショ ートステイ・トワイライトス テイ)	0	0	0	0	0	0	・ショートステイ 942 か所 ・トワイライトステイ 486 か所 (R2 実績)
放課後児童クラブ	475	0	408	3	64	0	475 26,925 か所(R3.5.1)
企業主導型保育施設	18	0	16	0	2	0	18 4,223 か所(R3.3.31)
地方単独保育施設(※1)	3	0	3	0	0	0	・認可外保育施設(ベビーホ テル・その他) 5,775 か所 ・事業所内保育施設 8,317 か所(R2.3.31)
その他の認可外保育施設	27	0	18	0	9	3	30
認可外の居宅訪問型保 育事業	0	0	0	0	0	0	0 5,458 か所(R2.3.31)
計	2,342	14	1,888	10	430	5	2,347

※1 地方単独保育施設とは、都道府県又は市区町村が、認可外保育施設の設備や職員配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用について補助を行う等する認可外保育施設のことをいう。

※2 各項目について(用語の整理であり、下記の報告事例があったことを意味するものではない。)

- ・意識不明: 事故に遭った際に意識不明になったもの。(その後、意識不明の状態が回復したもののほか、てんかん等の病気に起因するものを含み、令和3年12月末までの間に死亡したものは除く。)
- ・骨折: 切り傷やねんざ等の複合症状を伴うものを含む。
- ・その他: 指の切断、唇、歯の裂傷等を含む。
- ・死亡: 第1報の報告時に「意識不明」であり、その後、第2報以降の報告時(令和3年12月末までの間)に「死亡」として報告のあったものを含む。

② 年齢(※)別(死亡・負傷等)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	放課後 児童ク ラブ等	計
幼保連携型認定こども園	1	21	26	74	135	148	57	—	462
幼稚園型認定こども園	0	0	1	5	10	9	4	—	29
保育所型認定こども園	1	3	1	7	19	21	9	—	61
地方裁量型認定こども園	0	0	0	0	0	2	1	—	3
幼稚園	0	0	0	5	14	22	8	—	49
認可保育所	4	45	122 (1)	158	246	404 (1)	212	—	1,191 (2)
小規模保育事業	0	3	8	7	0	0	0	—	18
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	1	0	0	0	—	1
事業所内保育事業(認可)	0	2	1	1	0	0	0	—	4
一時預かり事業	0	0	1	1	1	0	0	—	3
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・セン ター事業)	0	0	0	0	0	0	0	—	0
子育て短期支援事業(ショ ートステイ・トワイライトス テイ)	0	0	0	0	0	0	0	—	0
放課後児童クラブ	—	—	—	—	—	—	—	475	475
企業主導型保育施設	0	2	7	3	6	0	0	—	18
地方単独保育施設	0	1	0	0	1	1	0	—	3
その他の認可外保育施設	1 (1)	5 (2)	3	4	9	4	4	—	30 (3)
認可外の居宅訪問型保 育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
計	7 (1)	82 (2)	170 (1)	266 (0)	441 (0)	611 (1)	295 (0)	475 (0)	2,347 (5)

・()内の数字は死亡事故の件数で、上段の数字の内数

※ 事故発生時の満年齢

「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表③

(令和4年7月7日付公表資料 抜粋)

③ 場所別

	施設内		施設外	不明	計
	室内	室外			
幼保連携型認定こども園	187	251	23	1	462
幼稚園型認定こども園	15	14	0	0	29
保育所型認定こども園	25	33	3	0	61
地方裁量型認定こども園	1	2	0	0	3
幼稚園	17	31	1	0	49
認可保育所	453	614 (1)	124 (1)	0	1,191 (2)
小規模保育事業	7	3	8	0	18
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	1	0	0	0	1
事業所内保育事業(認可)	4	0	0	0	4
一時預かり事業	1	0	2	0	3
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	128	282	65	0	475
企業主導型保育施設	6	6	6	0	18
地方単独保育施設	3	0	0	0	3
その他の認可外保育施設	13 (3)	9	8	0	30 (3)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	861 (3)	1,245 (1)	240 (1)	1	2,347 (5)

・ ()内の数字は死亡事故の件数で、上段の数字の内数

④ 死亡事故における主な死因

	認可保育所	その他の認可外 保育施設	計
SIDS	0	0	0
窒息	0	1	1
病死	0	0	0
溺死	0	0	0
その他(※)	2	2	4
合計	2	3	5

・ 令和3年に死亡事故の報告があった施設のみ掲載

※ 「その他」は、原因が不明なもの等を分類

⑤ 死亡事故発生時の状況

	認可保育所	その他の認可外 保育施設	計
睡眠中	0	1	1
プール活動・水遊び	0	0	0
食事中	0	0	0
その他	2	2	4
合計	2	3	5

・ 令和3年に死亡事故の報告があった施設のみ掲載

「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表④

参考① 保育施設等におけるこれまでの死亡事故の報告件数

(令和4年7月7日付公表資料 抜粋)

[注意事項:各年区分について]

※ 集計期間は以下のとおり。原則、国に報告された月でカウントしているが、平成25年に判明した31件の追加報告分は、実際に事故が発生した月でカウントしている。

- ・平成16年から20年:4月から3月まで
- ・平成21年:4月から12月まで(平成21年1から3月発生分は平成20年分として集計)
- ・平成22年から26年:1月から12月まで
- ・平成27年:認可保育所及び認可外保育施設(地方単独保育施設及びその他の認可外保育施設)は1月から12月まで、認定こども園及び小規模保育事業は4月から12月まで
- ・平成28年から:1月から12月まで

○ 死亡事故の報告件数

	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	認可保育所	小規模保育事業	一時預かり事業	家庭的保育事業	病児保育事業	認可外保育施設	計
H16	-	-	-	7	-	-	-	-	7	14
H17	-	-	-	3	-	-	-	-	11	14
H18	-	-	-	5	-	-	-	-	8	13
H19	-	-	-	3	-	-	-	-	12	15
H20	-	-	-	4	-	-	-	-	7	11
H21	-	-	-	6	-	-	-	-	6	12
H22	-	-	-	5	-	-	-	-	8	13
H23	-	-	-	2	-	-	-	-	12	14
H24	-	-	-	6	-	-	-	-	12	18
H25	-	-	-	4	-	-	-	-	15	19
H26	-	-	-	5	-	-	-	-	12	17
H27	1	0	0	2	1	0	0	0	10	14
H28	0	0	0	5	0	0	1	0	7	13
H29	1	0	0	2	0	0	0	1	4	8
H30	0	0	0	2	0	0	1	0	6	9
R1	0	0	0	2	0	1	0	0	3	6
R2	0	1	1	1	0	0	0	0	2	5
R3	0	0	0	2	0	0	0	0	3	5
計	2	1	1	66	1	1	2	1	145	220

- ・ これまで死亡事故の報告があった施設・事業のみ掲載
- ・ 平成26年までは認可外保育施設は、地方単独保育施設とその他の認可外保育施設とを分類して把握していない。
- ・ 平成27年の地方単独保育施設における死亡事故は1件(認可外保育施設の死亡事故10件の内数)。平成28年以降は0件。
- ・ 令和元年以降は、第1報の報告時に「意識不明」であり、その後、第2報以降の報告時(令和3年12月末までの間)に死亡として報告のあったものも件数に含む。

教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告(令和3年)の概要

【令和3年10月11日】

1. 年次報告について

有識者会議において、自治体による死亡事故等の検証報告に対するヒアリングを踏まえ、事故報告集計及び事故情報データベースから事故の傾向を分析し、再発防止策について検討した結果を年次報告として取りまとめている。

令和3年年次報告では、死亡事故については誤嚥による窒息について改めて注意喚起を図るとともに、体調不良に起因しない意識不明にかかる注意喚起と積極的な事後検証の実施を求めた。また、検証報告公表後の自治体の取組み状況等についての調査及び独自マニュアル等の策定などの取組みを行っている教育・保育施設に対する調査を実施し、検証報告から得られた課題への効果的な取組み等について提言を行った。

2. 令和2年事故報告集計について

令和2年に自治体から国に報告された、教育・保育施設等における死亡及び負傷等(治療に要する期間が30日以上を負傷又は疾病)の事故の概要は次のとおり。

<死亡事故の状況> 報告件数:5件(対前年▲1)

- 内訳 死因別: SIDS 1件、**窒息3件**、その他1件
施設別: 幼稚園型認定こども園1件、保育所型認定こども園1件、認可保育所1件、その他の認可外施設2件
- 誤嚥による窒息が前年に続き発生しており、令和2年は3件**
- 死因別の年次推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
SIDS	2	0	0	0	0	1
窒息	1	0	0	0	1	3
病死	2	4	2	1	2	0
溺死	1	0	0	0	0	0
その他	8	9	6	8	3	1
計	14	13	8	9	6	5

<意識不明の状況> 報告件数:14件(対前年+3)

- 内訳 原因別: けいれん7件、**転倒2件**、**誤嚥1件**、**その他4件**
施設別: 幼保連携型認定こども園2件、保育所型認定こども園1件、認可保育所7件、企業主導型1件、その他認可保育施設3件
- 昨年より3件増。また、**体調不良に起因しないものが半数**を占めている。
- 原因別の年次推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
けいれん	-	-	-	-	9	7
転倒	-	-	-	-	1	2
誤嚥	-	-	-	-	1	1
その他	-	-	-	-	0	4
計	7	7	9	13	11	14

※「その他」の4件については、いずれも体調不良によらないもの

「誤嚥」の事故対策として求められること

子どもの発達状況に応じた食事等の提供・介助や、口にする物の大きさや形状等、基本的な事項を保育者一人一人が意識することが重要なことから、リスクが高い食材を提供する場合は、保育者と給食担当者全員の緊密な連携やガイドラインを理解した上での対応が重要

「体調不良に起因しない意識不明」の事故対策として求められること

死亡事故につながる恐れがあった重大事故であり、保育の場での適切な対応により防ぐことができた可能性もあることから、保育者一人一人の安全意識や教育・保育環境の整備等が重要

～ 教育・保育施設等の重大事故防止に関する提言 ～

検証報告から得られた課題

依然として、子どもの安全を最優先とする意識の徹底が十分とはいえない状況が見受けられており、“保育者の安全意識が不十分”、“安全な教育・保育環境の確保の不足”、“緊急時の対応の不徹底”など「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」の周知・理解が十分でない等の基本的な部分での課題も浮き彫りとなっている。

報告書(令和3年)のコンセプト

これまでに重大事故の検証を実施した自治体に対して検証報告の公表後の取組状況等についての追跡調査及び国のガイドライン等をもとに独自マニュアル等を策定するなどの効果的な取組みを行っている保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園を選定し、検証報告から得られた課題への効果的な取組みについて調査を実施。

自治体・教育・保育施設における重大事故防止に関する実態調査

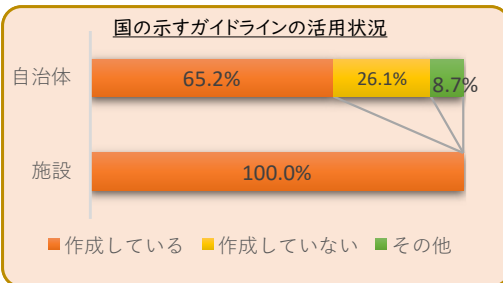
調査期間：令和3年2月26日～令和3年3月12日
(自治体23か所・園19か所)

特徴的な事例

- 抜打ちによる立入調査の実施による監査機能の強化
- 自治体単独事業による補助制度(認可外保育施設に対する)の実施による安全対策の強化
- 事故が想定される場合に合わせた独自マニュアルやチェックリストの作成による安全対策の強化
- 日々の保育活動をビデオカメラに記録することによる安全対策の強化

課題

- 当該自治体におけるガイドライン等を作成していないまま、国のガイドラインをそのまま教育・保育施設等に配布し、各園でガイドラインを作成するように指示しているケースが見受けられた。
- 重大事故に係る検証委員会の報告書の内容・提言が十分に引き継がれず実施状況が十分に把握されていないケースが見受けられた。



資料：自治体・教育・保育施設における重大事故防止に関する実態調査(内閣府)2021・8

提言1 自治体の実態に応じたマニュアル、チェックリストの作成と活用

地域の実情に応じた自治体独自のマニュアル、教育・保育施設等の実態に応じたマニュアル等の作成は重要であり、自治体に対してマニュアル等の作成について周知が必要である。

国は、効果的な事例の収集・周知を図るとともに、それぞれの実態に応じた事故防止策をより一層講じるための参考となる資料の作成等の取組みが必要である。

また、これらのマニュアル等が現場で十分に活用されるよう、研修充実等により保育者の意識の向上を図っていく必要がある。

提言2 事故検証委員会における提言等に基づく対策に対する確認等の実施

重大事故の再発防止には、検証報告に基づいた対策の実施とその後の実施状況について確認・点検を行うことが必要であり、その方法としては、検証委員会等による評価の継続が考えられる。

実施状況の確認・点検の結果、改善すべき事項等がある場合には、再発防止策のさらなる浸透・充実等を図る必要がある。

国においても、各自治体の検証報告書を情報共有・活用できる仕組みの整備など引き続き重大事故の再発防止の取組みの充実が求められる。

睡眠中の 赤ちゃんの死亡を 減らしましょう

SIDS対策
強化月間



乳幼児突然死症候群

睡眠中に赤ちゃんが死亡する乳幼児突然死症候群 (SIDS: Sudden Infant Death Syndrome) という病気があります。

- SIDSは、何の子兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気です。
- 平成30年には60名の乳幼児がSIDSで亡くなり、乳児期の死亡原因の第4位です。



乳幼児突然死症候群 (SIDS) について

SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることで、

SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。



1 1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう

SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症しますが、寝かせる時にうつぶせに寝かせたときの方がSIDSの発症率が高いということが研究者の調査からわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。この取組は、睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。



2 できるだけ母乳で育てましょう

母乳育児が赤ちゃんにとっていろいろな点で良いことはよく知られています。母乳で育てられている赤ちゃんの方がSIDSの発症率が低いということが研究者の調査からわかっています。できるだけ母乳育児にトライしましょう。



3 たばこをやめましょう

たばこはSIDS発症の大きな危険因子です。妊娠中の喫煙はおなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。これは、身近な人の理解も大切ですので、日頃から喫煙者に協力を求めましょう。

厚生労働省
ホームページで
ご覧いただけます

乳幼児突然死症候群 (SIDS) について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html>

乳幼児突然死症候群 (SIDS) 診断ガイドライン (第2版)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids_guideline.html

お問い合わせ先

乳幼児突然死症候群 (SIDS) については、各都道府県・市町村の母子保健担当課及び保健所・保健センターなどでご相談に応じています。



◆幼保連携型認定こども園教育・保育要領 及び その解説◆

(主な関係箇所: 第3章第1節、第4節2)

https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/youryou_kaisetsu.pdf



◆「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育◆

(主な関係箇所: 第3章第6節)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/a_fieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf

◆学校の危機管理マニュアル作成の手引◆

(主な関係箇所: 第3章3-9、第3章3-10)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm



◆こどものバス送迎・安全徹底プラン(バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策)ほか◆

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen_kanri.html

◆特定教育・保育施設等における事故情報データベース◆

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>



◆安全管理マニュアル研修動画◆

<https://www.youtube.com/watch?v=OfeDbZIfQ9M>

本研修動画は、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」（安全管理マニュアル）の適切な運用を一層進めていただくためのものです。

現場で送迎に関わるすべての人を対象に作成していますので、園内研修等で是非ご活用ください。

「みんなの点呼で幼い生命を守る」安全は日々の積み重ねで築かれます。
職員の入れ替わり、こどもの入れ替わり等がありますので日々学び続けることが重要です。



安全管理を行う上で大事なこと

- 「だろう」ではなく「かもしれない」

→ だろうは、慣れが引き起こす

- こどもの目線
- 目視だけでなく
- シンプルに
- 継続
- こどものために

虐待等の不適切な保育への対応について

1. 各地における不適切な保育に関する事案の発生

静岡県裾野市の保育所において不適切な保育が行われていたという事案が発生したほか、富山県富山市の認定こども園など全国で同様の事案が相次いでいるところ。

(静岡県裾野市の事案)

- 裾野市の私立さくら保育園（設置者：社会福祉法人桜愛会）において、不適切な保育が実施されていたことが判明。関与していた3人の保育士は、令和4年12月4日に、静岡県警により暴行の疑いで逮捕。
- 市は令和4年8月に通報を受け、園を指導していたものの、県に報告したのは同年11月下旬。

(不適切な保育の内容)

- ロッカーに入って泣いている園児の顔を携帯電話（個人所有）で撮影
- 園児の頭をバインダーでたたき泣かせる
- 棚に入った園児の足をつかんで引っ張り出し、足をつかみ宙づりにする 等
- 令和4年12月3日に、静岡県及び裾野市において特別指導監査を開始

(静岡県等における今後のスケジュール)

- | | |
|--------------|---------------------|
| 令和4年12月3日～中旬 | ・園への聴取実施・分析及び書類分析 |
| 12月第2週～3週 | ・保護者アンケート |
| 12月下旬 | ・保護者アンケートの分析（追加の聴取） |
| 令和5年1月下旬 | ・指導（勧告）内容の調整 |
| 2月上旬 | ・指導（勧告）通知の発出 |

2. 国における対応

- 令和4年12月上旬に、以下の内容について周知・徹底を通知。
 - ①保育所等における虐待等の発生防止を改めて徹底すること
 - ②虐待等が疑われる事案が発生した場合の行政への速やかな情報提供・相談等
 - ③行政における迅速な事実確認の実施
 - ④保育士の資格等の取消についても十分な事実確認の上で適切に対応すること
- ※ ①～③は、令和3年3月にも、「不適切な保育の未然防止や発生時の対応に関する手引き」を作成し、周知・徹底を依頼
- また、今後の対応に活かすため、保育施設における虐待等の不適切な保育の実態や、通報等があった場合の市町村等における対応や体制についての全国的な実態調査を令和4年12月27日から開始（詳細は次頁）。

保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査について①

1. 調査趣旨

- 保育施設における虐待等の不適切な保育の通報等があった場合の市町村等における対応・体制や、現場の実態について調査する。
- 本調査は、個別事案を把握して、行政指導等につなげることに主眼を置くものではなく、本調査結果を踏まえ、不適切な保育が施設内外への相談等を通じて早い段階で改善を促され、虐待等の不適切な保育を未然に防止できるような環境・体制づくりにつなげていくためのもの。
- 併せて、保育現場において安心して保育に臨むことができるよう、日々の保育実践における不安等にも寄り添えるような支援にも取り組んでいく。

2. 調査項目 ※調査時点は、令和4年度（令和4年4月1日～12月31日の開所日）

(1) 自治体等調査（国立大学法人／都道府県／市町村）

- 個別事案（件数や把握の経緯、対応状況等）
- 自治体等における体制等
 - ①相談窓口の整備と周知、②事実認定等の手順の策定、③自治体内での情報共有、④市県間の連携体制、⑤事実確認後の対応
- 虐待等の不適切な保育の未然防止
 - ①ガイドライン等の策定・周知、②啓発や研修等の実施、③通報等が行いやすい環境整備、④保育者支援の観点からの園へのサポート

(2) 園調査

- 個別事案（件数や対応状況等）
- 園の体制等
 - ・自治体への情報提供等に係る方針、施設内で事案を共有する機会の有無
 - ・手引きやセルフチェックリスト等の周知状況
 - ・虐待等の不適切な保育の未然防止に向けて自治体に求めるサポート

3. スケジュール

- 令和4年12月27日 調査開始
- 令和5年2月3日 回答締め切り

保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査について②

- 自治体等に対しては、以下の事項を調査。
 - ア 手引きで示す「不適切な保育」の行為類型別件数（令和2年度の調査研究事業と同様）、把握の経緯、対応状況等
 - イ アの内数として、「虐待」と確認した事案の件数（①身体的、②性的、③ネグレクト、④心理的別）、把握の経緯、対応状況等
- 園に対しては、以下の事項を調査
 - ア 手引きで示す「不適切な保育」の行為類型別件数
 - イ 当該事案を把握した後の園としての対応（園内での再発防止策の検討や自治体へ相談等を行った件数）

（※1）手引きで示す「不適切な保育」の行為類型

- (1) 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- (2) 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- (3) 罰を与える・乱暴な関わり
- (4) 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- (5) 差別的な関わり

（※2）「虐待」の行為類型

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（抄）

（虐待等の禁止）

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

◎児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第三十三条の十（略）

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ※身体的虐待
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 ※性的虐待
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ※ネグレクト
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ※心理的虐待

(参考)「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」 (令和4年12月～2月実施)の結果について(概要)

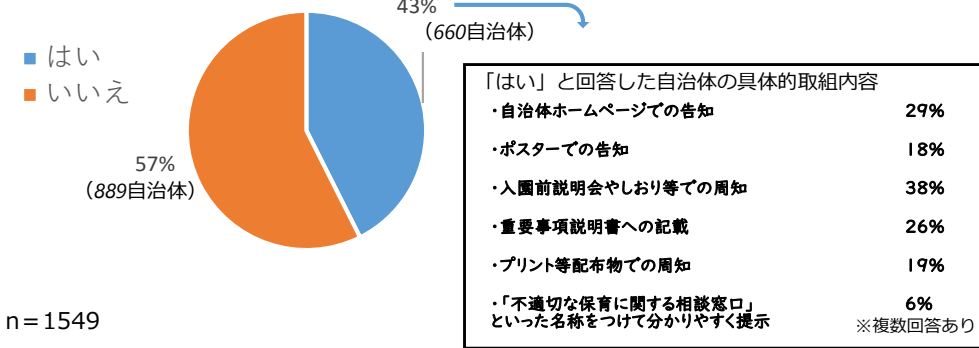
- 自治体等に対して、令和4年4月～12月の「不適切な保育」(子ども一人一人の人格を尊重しない関わりなど5つの類型に該当する行為(※))を調査したところ、保育所(22,720施設)については、市町村が当該行為が疑われるとして事実確認を行ったのは1,492件。このうち、市町村が当該行為の事実を確認したのは914件(事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は9.5%)。

このうち、市町村が「虐待」と確認したのは90件(事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は27.8%)。

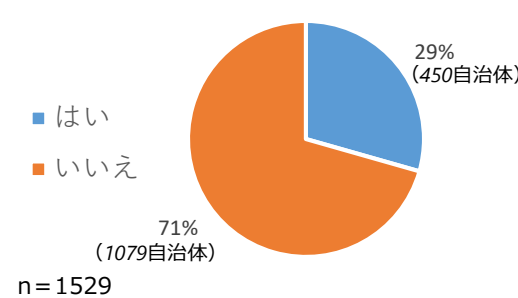
(※) ①子ども一人一人の人格を尊重しない関わり、②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴な関わり、④子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり、⑤差別的な関わり

- また、自治体等の体制等や未然防止の取組は下記のとおり。

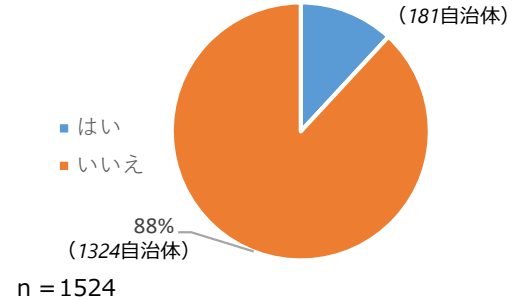
相談窓口やコールセンターの設置の有無



施設から自治体への報告基準や手続を各施設に周知しているか



緊急性等の判断プロセス及び判断基準を明確に定めているか



(注1) 自治体等に対する調査について、保育所の回収率は88.2%((47/47(都道府県)、1530自治体/1741(市町村+特別区)))

(注2) 同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園(全類型)、幼稚園・特別支援学校幼稚部(※)に対しても実施しており、調査結果はHP掲載

(※) 幼稚園・特別支援学校幼稚部に係る個別事案の件数は、別調査(体罰の実態把握について)より把握

(注3) 保育所の数は、令和3年社会福祉施設等調査より(令和3年10月1日時点)

- 施設に対して、令和4年4月～12の月「不適切な保育」の件数を尋ねたところ、保育所については、0件と回答した施設が73%(15,757施設)、1～5件まで合わせると90%(19,369施設)となった一方で、31件以上の件数を回答した施設(82施設(全体の0.4%))から、全体の約4割の件数の回答があり、「不適切な保育」の捉え方にばらつきが見られた。

(注1) 施設に対する調査について、保育所の回収率は95.3%(21,649施設/22,720施設(令和3年社会福祉施設等調査より(令和3年10月1日時点)))

(注2) 同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園(全類型)に対しても実施しており、調査結果はHP掲載

事務連絡
令和5年5月12日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県私立学校主管課
附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く
国立大学法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化について

保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設、認定こども園（全類型。以下同じ。）、幼稚園及び特別支援学校幼稚部における虐待等への対応については、「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査について」（令和4年12月27日付け事務連絡）に基づき、保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定こども園（以下「保育所等」という。）における実態や、各自治体等（都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国立大学法人をいう。以下同じ。）における不適切な保育への対応の実態を把握するための実態調査を実施したところです。昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策については、「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」（令和5年5月12日付けこ成保44・5文科初第420号こども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長連名通知）によりお示ししました。今般、当該対策のうち、「虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化」に関し、保育現場の負担軽減に資するよう、下記のとおり、運用上で見直しや工夫が考えられる事項について整理するとともに、日々の保育実践における保育士等の不安等にも寄り添えるような支援の取組を拡げていく観点から、巡回支援事業の更なる活用等に向けた留意点を整理しました。つきましては、本事務連絡の内容を十分御了知の上、各都道府県・市町村保育主管課におかれては域内の保育所、地域型保育事業所及び認可外保育施設に対して、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の幼稚園及び幼稚部を設置する特別支援学校（以下「幼稚園等」という。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の私立幼稚園等に対して、附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く国立大学法人担当課におかれてはその設置する幼稚園等に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては域内の市区町村認定こども園主管課及び所管・所轄の認定こども園に対して、遺漏なく周知いただくようお願いいたします。

1. 保育士等の負担軽減に資する、運用上で見直しや工夫が考えられる事項について保育士等の負担軽減に資する取組のうち、財政負担を伴わず、運用の見直しや工夫により比較的迅速に改善が考えられる事項としては、以下の内容等が考えられることから、園の運営や園に対する助言・指導にあたって参考にされたい。

①指導計画の作成

○ 保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領、それらの解説においては、①年・数か月単位の期・月などの長期的な指導計画と、②それを基に更にこどもの生活に即した週・日等の短期的な指導計画の2種類の計画を作成するよう示しているところ。

○ これらの指導計画について、例えば、長期的な指導計画については年単位と期単位等のものを、短期的な指導計画については月単位、週単位及び日単位等のものをすべて個別に作成しなければならないと解釈しているケースが見受けられるが、期間の範囲は例示であり、あくまで①長期と②短期の2種類の指導計画の作成を求めるものである。そのため、長期と短期の指導計画を作成するに当たっての期間の範囲については、各園の実情に応じ、こどもの実態等を踏まえて創意工夫を図りながら作成いただくものである旨留意いただきたい。

○ また、各自治体等においても、保育所等への指導等を行うに際し、この点について留意いただきたい。

②園児の記録に関する書類等の見直し

○ 保育現場においては、種類の異なる複数の資料に重複する内容が多く含まれている場合があることから、記載内容が重複している項目を洗い出し、可能なものは同一の様式とする等、各園の実情に応じた見直しを行っていただきたい。なお、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、最低限記載することが望ましい項目を整理し、児童票等の参考様式を示しているので参考にされたい。

○ また、記録の管理等の効率化にあたっては、ICT機器の活用も有効であるので、「保育所等におけるICT化推進等事業」の積極的な活用も検討されたい。

③保育士等の負担軽減策（運用上で見直し・工夫が考えられる事項の周知）

- **保育士等の負担軽減の観点から、運用上で見直し・工夫が考えられる以下のような事項について周知を図る。**

項目	周知内容
指導計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画については、保育所保育指針解説等に則り、こどもの実態等を踏まえて、長期・短期の2種類の計画をそれぞれの園の実情に応じ、創意工夫を図りながら作成いただきたいこと。例えば、年単位、期単位、月単位、週単位、日単位の計画を個別に作成する必要があるものではない。 ・自治体においても、保育所等への指導等を行うに際し、こうした点を了知いただきたいこと。 <p>※保育所保育指針解説においては、①年・数ヶ月単位の期・月など長期的な見通しを示す指導計画と、②それを基に更にこどもの生活に即した週・日などの短期的な予測を示す指導計画の2種類の計画を作成するよう示している。</p>
児童の記録に関する書類等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・種類が異なる複数の資料に重複する内容が多く含まれている場合があることから、記載内容が重複している項目を洗い出し、可能なものは同一の様式とするなど、それぞれの園の実情に応じた見直しを行っていただきたいこと。 <p>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、最低限記載することが望ましい項目を整理し、児童票等の参考様式を示している。</p>
働き方の見直し、業務内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・保育する上で本当に必要な業務を精選し、会議を短時間で効果的なものとする工夫や業務の配分の「ムラ」の改善など、働き方の見直しに取り組んでいただきたいこと。 ・行事については、こどもの日常生活に変化と潤いがもてるよう、日々の保育の流れに配慮した上で、ねらいと内容を考えて実施することが重要。恒常的に企画や準備のための残業や持ち帰り作業等が生じている場合等には、それぞれの園の実情やねらいに照らし、準備等の業務の改善に取り組んでいただきたいこと。 <p>※「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、保育士等の業務内容のタイムマネジメントや、業務の配分の偏りなどの「ムラ」のリストアップといったアプローチの方法を例示している。</p>

- あわせて、保育所等における日々の保育実践の改善を図るため、**巡回支援事業の活用**とともに、「**幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業**」により配置されている**幼児教育アドバイザーとの積極的な連携**を図るよう周知を図る。

※「巡回支援事業」：若手保育士への巡回支援、勤務環境の改善に関する助言等を行うための保育事業者支援コンサルタントによる巡回支援、自己評価等の充実による保育の質の確保・向上を図るための保育実践充実コーディネーターによる巡回支援等

※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」：一定の要件を満たす都道府県又は市区町村が、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援等の事業を行う場合、その経費の一部を補助し、もって幼児教育の質の向上を図ることを目的とする事業。

※「幼児教育アドバイザー」：幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者を指す。

いわゆる「ヒヤリ・ハット事例」に関する調査研究報告の概要

教育・保育施設等におけるいわゆる「ヒヤリ・ハット事例」のうち、命の危険につながりかねないような事例が行政や他の施設と共有されることは、事故防止を図る上で重要であるため、そうした事例の収集や共有の方法などについて調査研究を実施。（令和4年12月～令和5年3月）

1. 効果的な事例収集・共有の方法の検討

現在、重大事故については国への報告を求めているが、ヒヤリ・ハット事例についてはどのように収集・共有することが効果的か、その方法について有識者、先行自治体、団体関係者による意見交換を実施して検討した。

<議論の概要>

共通認識：事例が共有されることは、責任追及のためではなく、事故予防のほか、職員が安心して保育に当たれる、こどもが安心して遊べるために必要。

○各施設に求められる取組

施設内における自主的な報告と共有を促進すること。またそのために効率的な報告・記録方法を工夫すること。
(好事例を参考に簡単に報告できる様式を用意する など)

○教育・保育団体に求められる取組

団体の自主的な取組として会員施設から事例収集を行うこと。（安全管理研修の場などを活用することも有効）

○自治体に求められる取組

自治体が各施設に提供を求めるに当たっては、その頻度や量、方法について、引続き現場への十分な配慮が求められる。

2. 分かりやすい事例集の作成

○ 今回の収集の範囲

重大事故が多いと言われている食事中、睡眠中、水遊び中などは、これまでも度重なる注意喚起により、危険に対する認識がある程度定着している。一方、送迎バスでの置き去りによる死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、今回は「こどもの所在や行動を把握できなくなった事例」を中心に収集した。

○ 掲載事例の概要

送迎バスへの置き去りや園外活動中の見失い等のほか、以下のような事例を掲載。これらを場面ごとに整理しつつ、各分野での気づきや対策の一助となるよう、場面ごとの傾向や共通の注意事項について分析を行うとともに、医療分野の取組を参考に、リスクに応じた分類を試行的に行った。

- ◆登・降園時の見失いや抜け出し
- ◆園外への抜け出し
- ◆施設内での閉じ込め
- ◆トイレに行ったこどもの見失い
- ◆施設内での活動場所の切替わりの際の置き去り
- ◆目を離れたこどもが遊具で遊んでいるこどもに衝突しそうになった
- ◆施設内の死角になる場所での見失い

3. 今後期待される国の取組

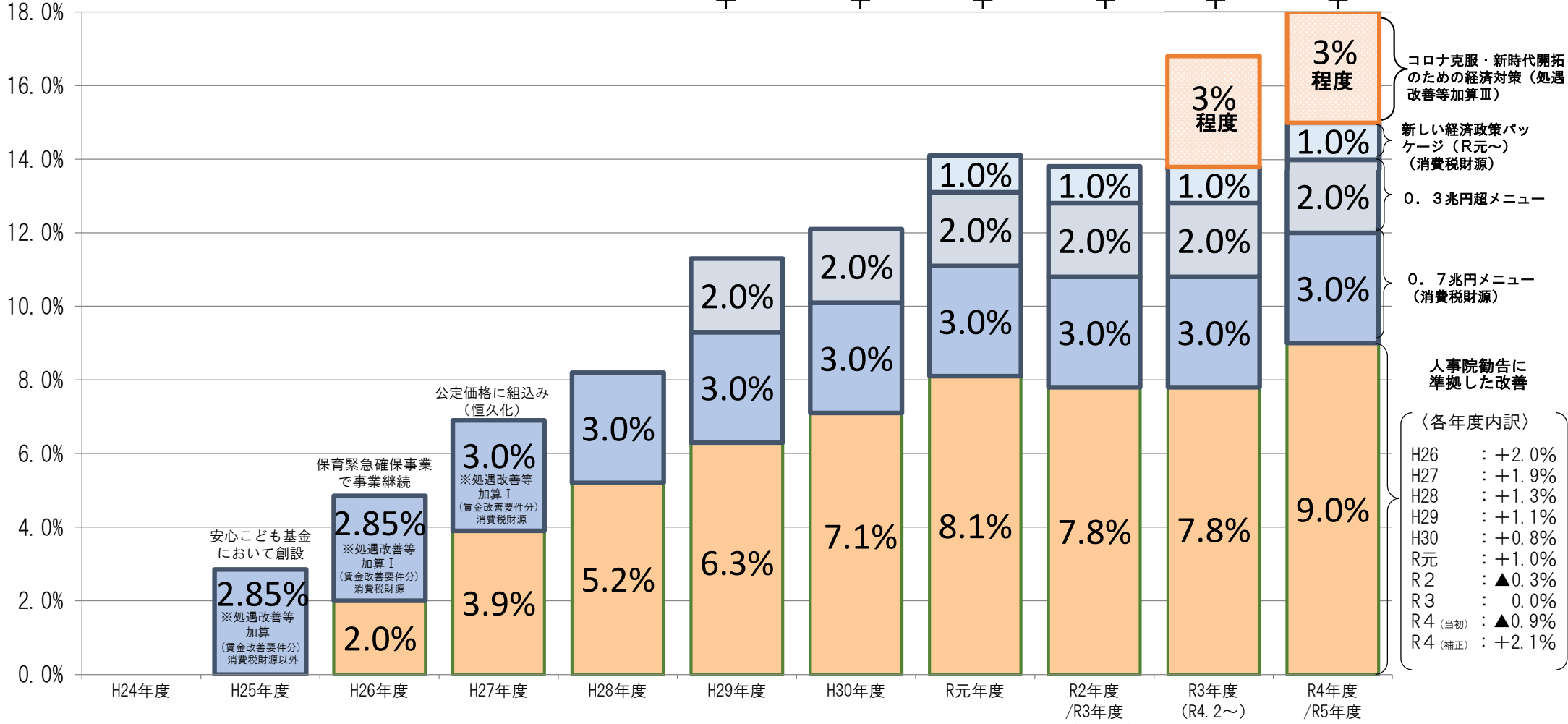
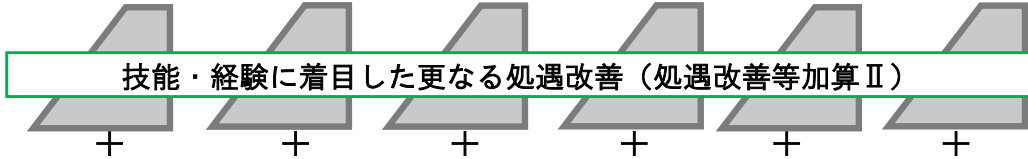
今回の事例集の範囲は「こどもの所在や行動を把握できなくなった事例」を中心としたが、本事例集の提供を受けた各自治体・施設からの反応も踏まえて、次年度以降も団体等の協力も得ながら別のカテゴリーで事例収集・共有を行うなど、継続した取組を行っていくことが望まれる。



保育士等の処遇改善の推移

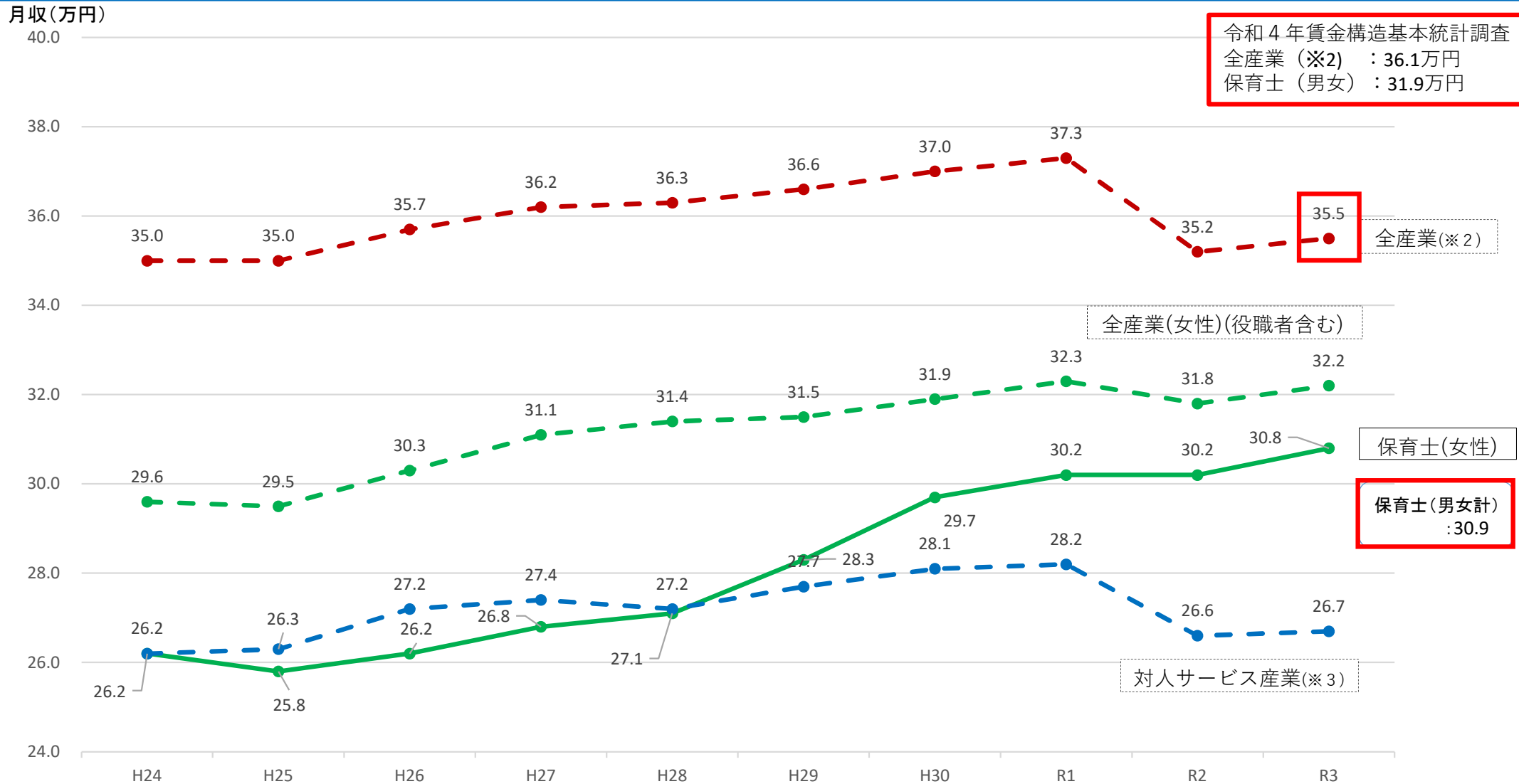
＋約3% <small>(月額約0.9万円)</small>	計 約5% <small>(月額約1.5万円)</small>	計 約7% <small>(月額約2.1万円)</small>	計 約8% <small>(月額約2.6万円)</small>	計 約11% ＋最大4万円 <small>(月額約3.5万円 ＋最大4万円)</small>	計 約12% ＋最大4万円 <small>(月額約3.8万円 ＋最大4万円)</small>	計 約14% ＋最大4万円 <small>(月額約4.5万円 ＋最大4万円)</small>	計 約14% ＋最大4万円 <small>(月額約4.4万円 ＋最大4万円)</small>	計 約17% ＋最大4万円 <small>(月額約5.3万円 ＋最大4万円)</small>	計 約18% ＋最大4万円 <small>(月額約5.7万円 ＋最大4万円)</small>
--	---	---	---	--	--	--	--	--	--

(改善率)



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2～9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は
 公定価格により実施(恒久化)

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）



- (※1) 令和元年までは職種別の賃金については役職者を除いたものを調査していたが、令和2年から調査方法が変わり、職種別の賃金について役職者を含んだものも調査している。
- (※2) 「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。
- (※3) 「対人サービス産業」は、産業別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」を加重平均し、役職別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」の「役職計」を除いて算出したもの。

資料：厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)「賃金構造基本統計調査」(平成24年から令和3年までの各年で公表されたもの)により政策統括官付政策立案・評価担当参事官室作成。

(注) いずれも一般労働者(短時間労働者を含まないもの)。「役職者含む」としたものの以外は、役職者を除いた数値。
 「全産業」及び「対人サービス産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。
 「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。
 「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額(基本給、職務手当、精皆動手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む)のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

具体的な事例

◆登・降園時の見失いや抜け出し

- ・保護者に引き渡した後、駐車場まで行く間に友達と遊び始めた児童が、先に駐車場に行っていた保護者の所に行こうとして道路の左右を見ずに横断をし、通行中の車にはねられそうになった。

◆園外への抜け出し

- ・園庭遊びの際、数名のこどもが園舎の裏に行ったが、そのうち一人だけ園庭に戻らず、裏出入口から抜け出した。

◆施設内での閉じ込め

- ・保育者が押し入れにおもちゃのかごを置く際に、気づかないうちに児童が押し入れに入り込んでいた。扉をしめたところ、中からドンドンと音がして、児童がいることが分かった。

◆トイレに行ったこどもの見失い

- ・児童がトイレに残っていることに気づかず、保育室とトイレの間の鍵をかけ保育室に戻ったところ、当該児童がいないことに気づき、すぐにトイレに戻って発見した。

◆施設内での活動場所の切替わりの際の置き去り

- ・保育者とクラスの園児がプールに移動したが、トイレに残っていた児童に保育者は気づかず、室内に取り残された。その後、通りかかった園長が1人である当該児童を発見した。

◆目を離れたこどもが遊具で遊んでいるこどもに衝突しそうになった

- ・遊具を片付けるため目を離れたときに、児童が他のこどもが乗っているブランコの前を横切った。ブランコを後ろに引いた時だったので、ぶつからずにすんだ。

◆施設内の死角になる場所での見失い

- ・保育室から遊戯室に移動した際、児童を見失う。保育室の中を探すと、自分のロッカーの中に隠れていた。

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策等について（令和5年5月8日時点）

R5.5.8以前

- 保育所については、感染が拡大している状況においても、社会機能の維持のために事業継続が求められる事業であることから、感染予防に最大限配慮しつつ、原則開所することを各市区町村に依頼。
- 一方、保育所の子ども・職員が感染した場合、保育の実施主体である市区町村が、都道府県の保健衛生部局等と連携・相談の上、臨時休園するかどうか判断。
- 具体的な感染防止対策及び保育機能維持策については、以下のとおり。

【感染防止対策】

- ✓ 発熱等のある子ども・職員の登園自粛、職員・保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒、換気など基本的感染対策の徹底
- ✓ 少人数に分割した保育の実施、感染防止に配慮した行事の実施
- ✓ 2歳未満児のマスク着用は奨めず、2歳以上児についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。

【保育機能維持策】

- ✓ 濃厚接触者の特定・行動制限に関する取扱いについて、地域の感染状況等を踏まえ、市区町村の保育担当部局と都道府県の保健衛生部局が連携し、自治体ごとに決定する取扱いを明確化。

R5.5.8以降

- 今まで示していた臨時休園や濃厚接触者の取扱いなどは廃止。
- 保育所における新型コロナ罹患後の登園のめやすについて、学校の取扱いに準じて、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること」（無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること）とした。
- 手洗いや消毒、換気などの基本的感染対策は引き続き有効。
- マスクについては、以下のとおり（R5.3.13以降の取扱い）。

<保育所等における子どものマスクの取扱いについて>

- ✓ 2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は奨められない。2歳以上についても、マスクの着用は求めない。

<保育所等における保育士等の職員や保護者の取扱いについて>

- ✓ 保育所等における保育士等の職員のマスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることが基本。
- ✓ ただし、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは考えられる。

「保育所における感染症対策ガイドライン」の概要

<目的>

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本を示し、保育士等が医療関係者や関係機関と連携し、感染症対策に取り組む際に活用する。

1. 感染症に関する基本的事項

・乳幼児及び保育所の特性、感染症の発生要因を踏まえ、個人と集団の健康確保の観点から行う感染症対策の基本

- (1) 感染症とその三大要因
- (2) 保育所における感染症対策
- (3) 学校における感染症対策

2. 感染症の予防

・感染者への対応、各感染経路の特徴と対策、予防接種の基本的事項、日常的な衛生管理の具体的方法等

- (1) 感染予防
 - ア) 感染源対策
 - イ) 感染経路別対策
 - ウ) 感受性対策(予防接種等)
 - エ) 健康教育
- (2) 衛生管理
 - ア) 施設内外の衛生管理
 - イ) 職員の衛生管理

3. 感染症の疑い時・発生時の対応

・感染症の早期発見、発生時の処置、家庭や地域との連携、罹患後の登園再開に係る基本的考え方と具体的手順等

- (1) 感染症の疑いのある子どもへの対応
- (2) 感染症発生時の対応
- (3) 罹患した子どもが登園する際の対応

4. 感染症対策の実施体制

・保育所内の組織的取組、保健所等の関係機関との連携等、保育所内外における実施体制整備の重要性

- (1) 記録の重要性
- (2) 医療関係者の役割等
 - ア) 嘱託医の役割と責務
 - イ) 看護師等の役割と責務
- (3) 関係機関との連携
- (4) 関連情報の共有と活用
- (5) 子どもの健康支援の充実

別添1 具体的な感染症と主な対策(特に注意すべき感染症)	(感染症ごとの症状、予防・治療方法、感染拡大防止策、罹患した子どもの登園のめやす等)
別添2 保育所における消毒の種類と方法	(消毒薬の種類・用途及び希釈方法等)
別添3 子どもの病気～症状に合わせた対応～	(発熱や嘔吐等、症状に応じた具体的な対応方法や留意事項等)
別添4 医師の意見書及び保護者の登園届	(罹患後の登園再開に関する基本的考え方を踏まえた書類の参考様式等)
参考 感染症対策に資する公表情報	(感染症対策に資する公表情報のURL)
関係法令等	(保育所保育指針、学校保健安全法、感染症法等)

・2018年3月「保育所における感染症対策ガイドライン」(2009年作成、2012年改訂)を改訂

・2022年10月 一部改訂(予防接種、衛生管理に関する参考情報及び新型コロナウイルス感染症に関する情報等に関する記載の修正・追記)

・2023年4月 一部改訂(新型コロナウイルス感染症の「登園のめやす」の設定、新型コロナウイルス感染症に関する情報の更新等)

「生命(いのち)の安全教育」教材・指導の手引きの作成について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

1. 教材・指導の手引きの内容

- ・発達段階に応じた、「生命(いのち)を大切に」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。

(主な教材の内容)

 【幼児期】 <ul style="list-style-type: none">・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない・いやな触られ方をした場合の対応 等		 【高校】 <ul style="list-style-type: none">・自分と相手を守る「距離感」について。・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）・二次被害について・性暴力被害に遭った場合の対応 等
 【小学校】 <ul style="list-style-type: none">・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない・いやな触られ方をした場合の対応・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等		 【特別支援教育】 <ul style="list-style-type: none">・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。
 【中学校】 <ul style="list-style-type: none">・自分と相手を守る「距離感」について。・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）・性暴力被害に遭った場合の対応 等		 【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】 <ul style="list-style-type: none">・性暴力の例、実態・身近な被害実態・性暴力が起きないようにするためのポイント・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等 

2. 今後の取組

令和3年度 本教材等の周知を行うとともに、本教材を活用したモデル事業を実施。

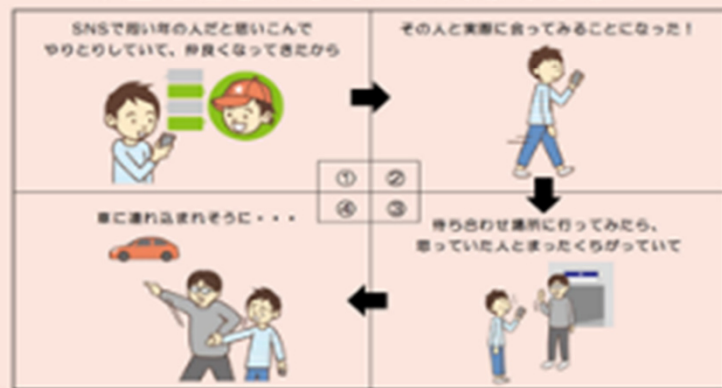
令和4年度 引き続きモデル事業を実施するとともに、好事例集などを作成する予定。全国の学校等における取組を支援。

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



10

SNSを使うときに気をつけること
SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいしていい人なのかな？



8

性暴力とは？

性暴力とは、あなたが望まない性的な行為のことです。相手が恋人や家族、顔見知りだったとしても、あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。

- 相手がいやがっているのに、性的な言葉を言ったり、体を触ったり、見せつけたりするなど、性的な言葉や行動で人を傷つけることは性暴力です。
- 体に触る暴力だけが性暴力ではありません。
- 性別にかかわらず被害にあいます。



- **悪いのは加害者です。**
- 被害にあった人は悪くありません。
- **どんな理由があっても性暴力は決して許されません。**

5

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大切です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に

相手を大切に

暴力をゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

自分の下着姿や裸の写真を漏れたり、送ったりしない

相手の下着姿や裸の写真を送ったり、SNSに投稿したりしない

誰かの性的な写真が送られてきたら、そのままにしないで信頼できる人に相談しよう



13

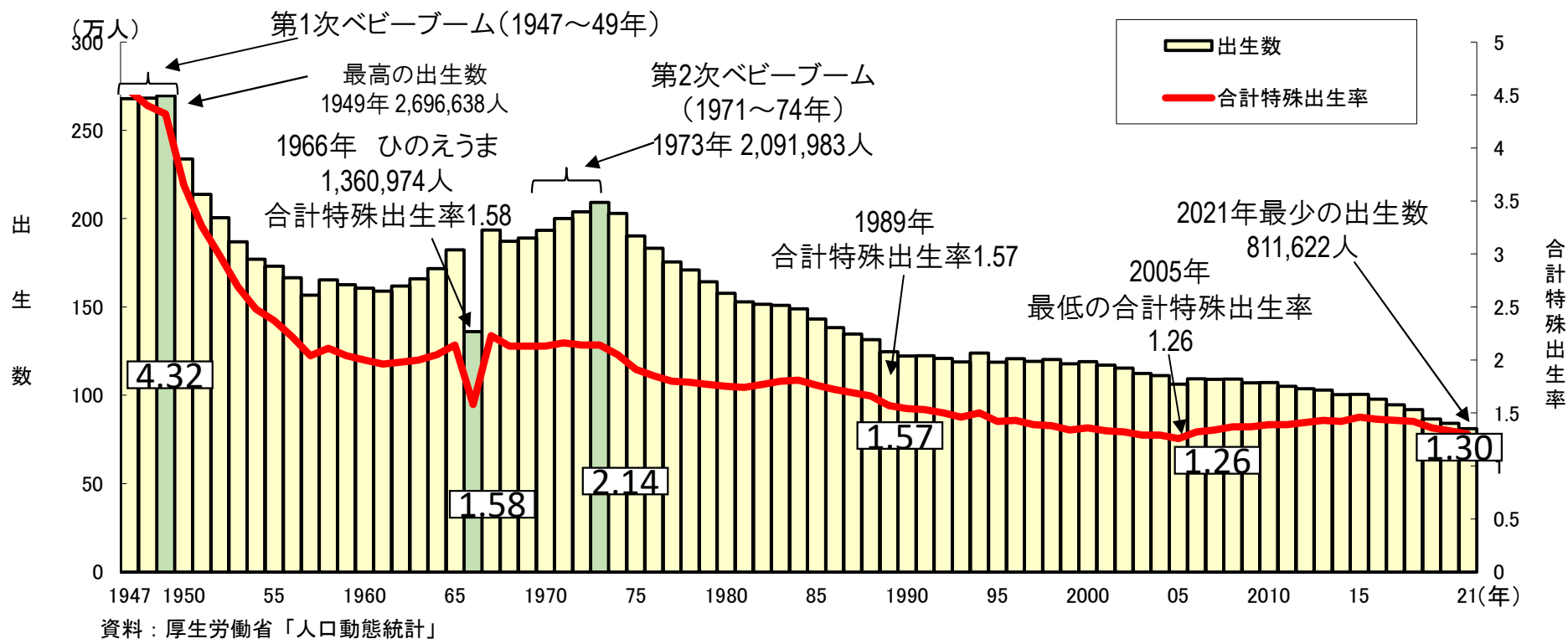
こども家庭庁について

こどもまんなか
こども家庭庁

出生数と合計特殊出生率の推移

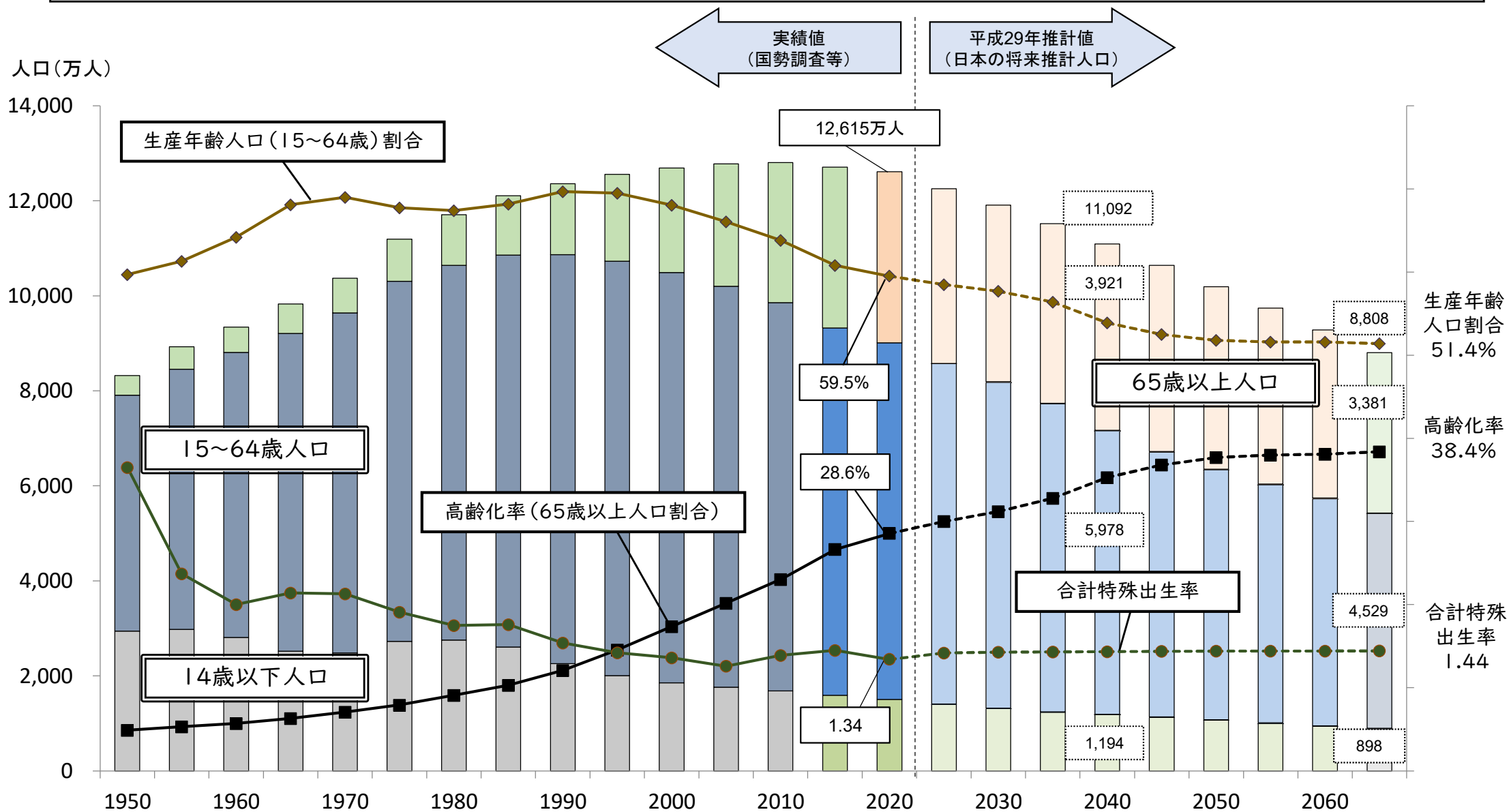
- ◆ 2022年の出生数は77万747人。
- ◆ 対前年同期比▲5.0%となり、初めて80万人を下回った。

年	1949年	...	1973年	...	1989年	...	2005年	...	2021年	2022年
出生数	269万 6,638人	...	209万 1,983人	...	124万 6,802人	...	106万 2,530人	...	81万 1,622人	77万 747人 (※概数)
合計特殊出生率	4.32		2.14		1.57		1.26		1.30	1.26 (※概数)



日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



(出所) 2020年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

理想のこども数を持たない理由(理想・予定子ども数の組み合わせ別)

- ◆ 夫婦の理想のこども数を持たない理由は様々。
- ◆ 第1子を持たない理由は、「ほしいけれどもできない」が最多。
- ◆ 第2子・第3子以上を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最多。育児負担や夫の家事・育児協力が得られないことも、第2子以降を持たない障壁。

(複数回答)

下回る組み合わせ 理想子ども数を 予定子ども数が	予定子ども数が理想を 下回る夫婦の内訳を (客体数)	理想の子ども数を持たない理由												
		経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他		
		お金がかかりすぎるから	家が狭いから	に(勤めや家事)	い高年齢で生むのは	健康上の理由から	でほしくないけれども	耐肉これ以上、育児の心理的、	協力の家事・育児への	夫が望まないから	成人して夫の定年退職までに	環境でもがのびのび育つ	大切にした生活	
理想1人以上 予定0人	4.7% (39)	17.9	2.6	12.8	23.1	12.8	61.5	7.7	5.1	17.9	5.1	2.6	12.8	
理想2人以上 予定1人	37.0% (316)	46.2	6.0	9.2	40.5	18.7	32.0	23.7	10.4	7.0	4.7	3.5	8.5	
理想3人以上 予定2人以上	58.4% (499)	59.3	12.0	20.2	41.7	17.0	15.8	23.6	12.6	9.4	8.0	6.2	7.6	
総数	100.0% (854)	52.6	9.4	15.8	40.4	17.4	23.9	23.0	11.5	8.9	6.7	5.0	8.2	

(%)

資料:国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)を基に作成。

※対象は予定こども数が理想こども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。複数回答のため合計値は100%を超える。

こども家庭庁の概要

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ 「こどもまんなか社会の実現」(常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える社会)に向けて、常にとして、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、**こどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織**こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設
- ◆ 内部組織は、**長官官房(企画立案・総合調整部門)**、**こども成育局(仮称)**、**こども支援局(仮称)**の3部門体制で、移管する定員(208名)を大幅に上回る**350人体制**を確保
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

こども家庭庁の基本姿勢

①こどもの視点、子育て当事者の視点

こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。

②地方自治体との連携強化

現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。

③NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働

NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

強い司令塔機能

- ◆ **総理直属の機関**として、**内閣府の外局**とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)
- ◆ 各省大臣に対する**勧告権等を有する大臣を必置化**
- ◆ **総理を長とする閣僚会議**を一体的に運営、**大綱**を一体的に作成・推進

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管
〔内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管〕
- ◆ こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ 各省庁の間で**抜け落ちることがないよう必要な取組**を行うとともに、**新規の政策課題**に取り組む

施行期日

- ◆ 令和5年4月1日

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年4月1日に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

- 各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
 - ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
 - ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
 - ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
 - ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
 - ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

<内閣府>

○政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務

○子ども・子育て本部が所掌する事務

<文部科学省>

○総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務

<厚生労働省>

○子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)

○障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR : こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興
(制度、教育課程、免許、財政支援など)
- 幼児教育の振興

○学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省

- 医療の普及及び向上
- 労働者の働く環境の整備

その他の府省

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・
保育所保育指針を
相互に協議の上
共同で策定

いじめ重大事態に
係る情報共有と対策
の一体的検討

医療関係各法に基づく
基本方針等の策定に
おける関与

保育関係施策は
こども家庭庁で
実施

こども家庭庁組織体制の概要

1. 概要

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の1官房2局体制で発足。
- 定員については、内部部局が350名、施設等機関が80名、合計430名を確保。

	内部部局				施設等機関（国立児童自立支援施設）			合計
	長官官房	成育局	支援局	計	武蔵野学院	きぬ川学院	計	
定員数	97名	160名	93名	350名	44名	36名	80名	430名
5年度増員等分	—	—	—	+42名	—	—	+1名	+43名

(※) 内部部局の定員数(350名)の内訳は、既存定員(事務移管分)208名+4年度増員分100名+5年度増員等分42名となっている。

- 機構については、指定職：長官、官房長、成育局長、支援局長、審議官(成育局担当)、審議官(支援局担当)※、課長・参事官14、室長・企画官11で構成【別紙参照】
- ※この外、審議官(総合政策等担当)《充て職・3年時限》を常駐併任で配置

2. 主な組織構成

長官官房（企画立案・総合調整部門）

○長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

成育局

○局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障（就学前指針（仮称）の策定）、認定こども園教育保育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

支援局

○局長、審議官、総務課長外3課長

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

- 長官をトップに、長官官房、成育局、支援局の1官房2局体制として、審議官2、課長級ポスト14、室長級ポスト11を設置(併任を除く)。
- 定員については、組織全体で430人(内部部局350人、施設等機関80人)。

※ [] は併任ポスト

こども家庭庁長官

【課長級ポスト】

【室長級ポスト】

【長官官房計 97人】

長官官房 (官房長)

審議官 (成育局担当)

審議官 (支援局担当)

審議官 (総合政策等担当) * 3年時限

総務課

公文書監理官

参事官 (会計担当)

参事官 (人事担当)

参事官 (日本版DBS担当)

参事官 (総合政策担当)

経理室

企画官 (広報・文書担当)

企画官 (地方連携・DX等担当)

人事調査官

サイバーセキュリティ・情報化企画官

少子化対策企画官

【成育局計 160人】

成育局

総務課

保育政策課

成育基盤企画課

成育環境課

母子保健課

安全対策課

参事官 (事業調整担当)

認可外保育施設担当室

児童手当管理室

企画官(日本版DBS担当)

【支援局計 93人】

支援局

総務課

虐待防止対策課

家庭福祉課

障害児支援課

企画官(いじめ・不登校防止担当)

企画官(こども若者支援担当)

企画官(ひとり親家庭等支援担当)

【内部部局計 350人】

内部部局

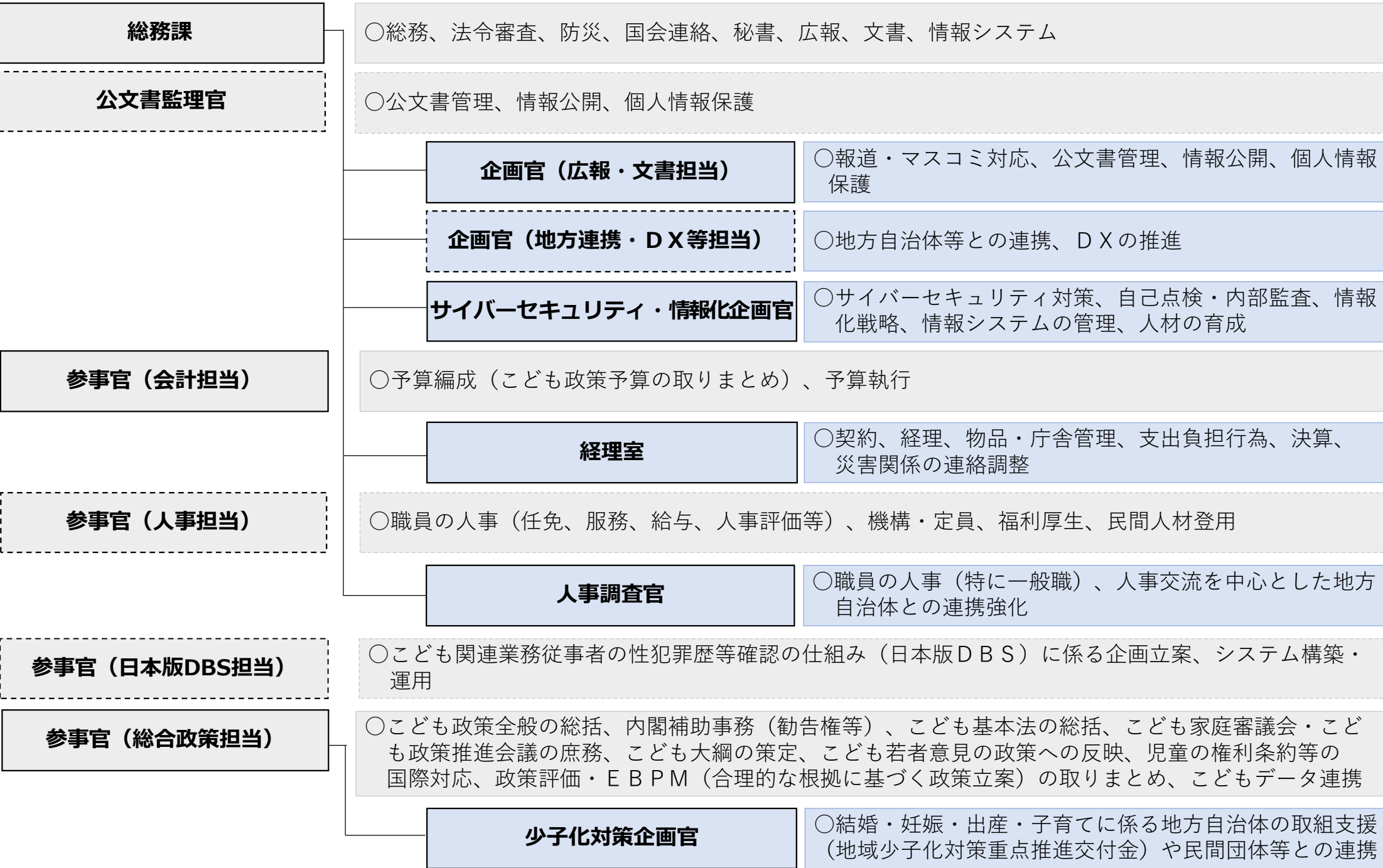
施設等機関 【施設計 80人】

国立児童自立支援施設

(きぬ川学院、武蔵野学院)

各組織の主な所掌事務（①長官官房）

※ [] は併任ポスト



各組織の主な所掌事務（②成育局）

総務課

○成育局の総括、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の総括、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の策定、支援局との調整

保育政策課

○保育所、認定こども園、認定こども園法の総括（待機児童対策、保育施設等の人材確保、認定こども園に関する事等）、教育・保育給付に関する企画立案等

認可外保育施設担当室

○企業主導型保育事業（ベビーシッターを含む）、認可外保育施設に関する企画立案等、指導監督

成育基盤企画課

○就学前指針の策定、認定こども園教育保育要領や保育所保育指針の策定、幼稚園に係る文科省との調整、自治体に対する指導・助言、保育士の養成、就学前教育保育内容等に関する企画立案

成育環境課

○子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点等相談支援機関の有機的連携、地域子育て支援拠点の充実、放課後児童クラブ、居場所づくり支援に係る企画立案・指針の策定、児童委員

児童手当管理室

○児童手当制度の総括、企画立案

母子保健課

○妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療、生殖補助医療等、子育て世代包括支援センター、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）調査研究、科学技術研究及びAMED研究、旧優生保護法一時金支給

安全対策課

○インターネット環境整備、有害環境対策、登下校の安全、こどもの事故防止・事故対策、教育・保育事故、災害共済給付、CDR制度、こどもの性被害防止

企画官（日本版DBS担当）

○（長官官房参事官（日本版DBS担当）の下で）日本版DBSに係る企画立案、システム構築・運用

参事官（事業調整担当）

○年金特別会計子ども・子育て支援勘定に係る企画立案・経理、事業主拠出金制度に係る経済団体との連絡調整、地域子ども・子育て支援事業に係る交付金、児童福祉施設等の施設整備、施設等の災害時の状況把握・復旧事業

各組織の主な所掌事務（③支援局）

総務課

○支援局の総括、いじめ・不登校対策、こどもの自殺対策、成育局との調整

企画官（いじめ・不登校防止担当）

○いじめ・不登校の指針等の協議受け、いじめに係る地域の体制整備、重大ないじめ事案への対応

虐待防止対策課

○児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会、こどもの支援に携わる人材の確保・養成（相談業務研修、アウトリーチ研修等）、一時保護所、保護者への指導・支援

企画官（こども若者支援担当）

○年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的なアウトリーチ型・伴走型支援、子ども・若者支援地域協議会、子ども・若者総合相談センター、ヤングケアラー支援

家庭福祉課

○里親支援、児童養護、社会的養育（国立児童自立支援施設に係る事務を含む）

企画官（ひとり親家庭等支援担当）

○ひとり親、低所得の子育て家庭へ支援、こどもの貧困対策

障害児支援課

○障害児支援施策に係る企画立案

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議













- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども基本法及びこども家庭庁動画・パンフレット 一覧

	こども基本法		こども家庭庁
	パンフレット	動画	動画
やさしい版	 <p>https://www.cfa.go.jp/resources/library-for-children</p> 	 <p>https://youtu.be/NMw-JqACFLM</p> 	 <p>https://youtu.be/c_rEkL-nYAE</p> 
(一般向け)	 <p>https://www.cfa.go.jp/resources/</p> 	 <p>https://youtu.be/ZNb80TAHeGc</p> 	 <p>https://youtu.be/kXnUUA-voFM</p> 

<関連資料>



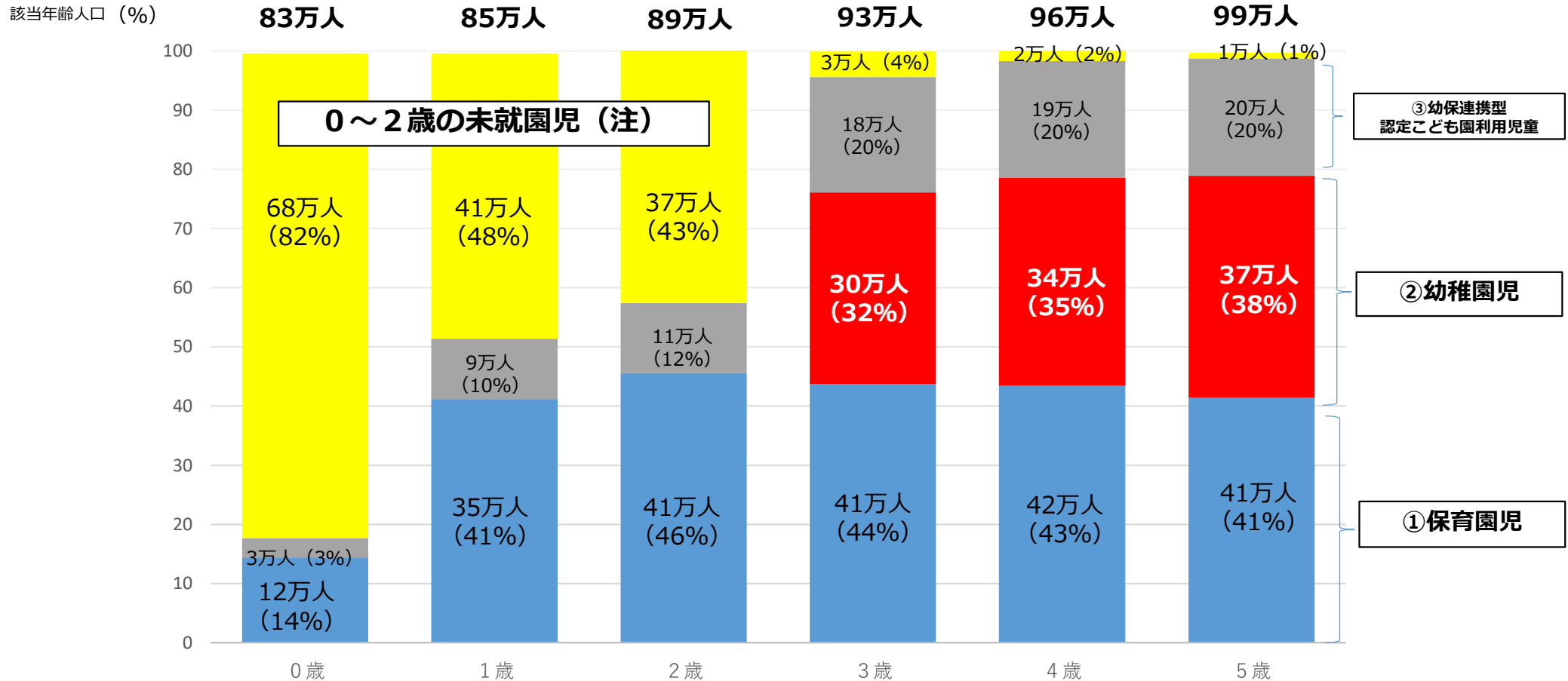
こども家庭庁パンフレット

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/955ad890-b9a8-4548-ba93-aba03c6ef54e/aad04e98/20230113_resources_cfa_overview_brochure_01.pdf



年齢別の未就園児の割合（令和3年度）

○ 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約146万人）、3～5歳児の約2%（約6万人）となっている。



(注)各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和3年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和3年度「認定こども園に関する状況調査」（令和3年4月1日現在）より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和3年度「学校基本調査」（確定値、令和3年5月1日現在）より。
 ※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和3年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和2年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
 ※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

令和4年4月の待機児童数調査のポイント

令和4年8月30日(火)
公表資料

① 待機児童の状況

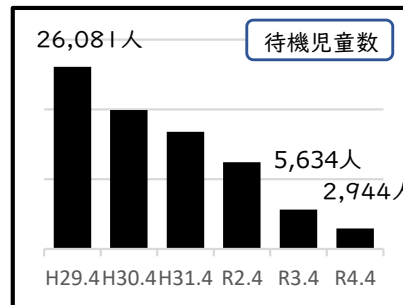
待機児童数: **2,944人**

(対前年▲2,690人)

※調査開始以来、
4年連続で最少

・約**85.5%**の市区町村(1,489)で待機児童なし

・待機児童数が**50人以上**の自治体は**10自治体**まで減少。



待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1~49人	50~99人	100人以上
R4年度	1,489	242	7	3
	85.5%	13.9%	0.4%	0.2%
対前年	60	▲ 50	▲ 9	▲ 1
R3年度	1,429	292	16	4

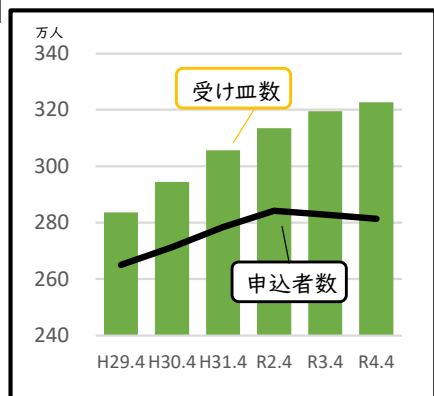
② 待機児童数の減少要因

令和4年4月の待機児童数が減少した要因は、自治体調査によれば、

- ・保育の受け皿拡大に加え、
- ・就学前人口の減少
- ・新型コロナウイルス感染症を懸念

した利用控え

などが考えられる。



③ 今後の見込み

令和4年4月の保育ニーズ(申込者数)は減少したものの、

- ・女性就業率(25~44歳)の上昇傾向
- ・保育所等申込率(申込数/就学前人口)の上昇
- ・フルタイムの共働き世帯割合の増加
- ・被用者保険の適用拡大に伴う働き方の変容

⇒ などを受け、今後、保育ニーズ(申込者数)も再び増加する可能性があり、注視が必要。

今後の取組方針

- 令和3年度からスタートした「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 各年度ごとに、自治体における待機児童の状況や保育の受け皿拡大量の見込みなどを確認しながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていくとともに、マッチング支援を推進するなど、ニーズに丁寧に答えられるよう、支援していく。
- また、今後は、保育所・保育士の子育て支援のノウハウを活かし、地域で子育て支援を実施するなど保育所の多機能化を進める観点から、令和5年度概算要求において、保育所の空き定員等を活用した未就園児定期預かりに関するモデル事業等の実施に必要な予算要求を行う。

令和4年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量(R4~R6は見込み)

	令和3年度	令和4年度
受け皿拡大量	2.5万人	7.4万人
	令和5年度	令和6年度
受け皿拡大量	2.0万人	1.1万人

4か年合計
13.0万人

新プラン目標
約14万人

保育所等における都道府県別の定員充足率（3ヶ年）

- 定員充足率は全国的に逡減傾向にある。（※数値のみをもって各保育所の状況を判断しづらい等留意が必要）
- 今後は、人口減少対策として、未就園児定期預かりに関するモデル事業やかかりつけ相談機関としての役割等の実施を通じ、多機能化を行う保育所を支援するなどの取組を進めていく。

	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
全国	92.2%	90.9%	89.7%

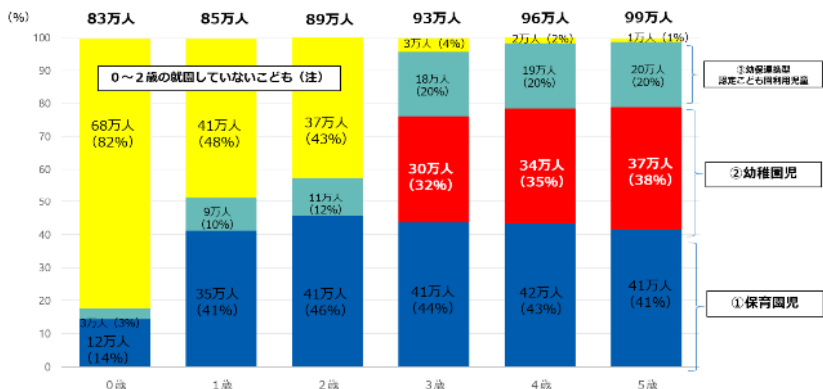
都道府県	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
北海道	93.4%	92.3%	90.6%
青森県	90.5%	89.3%	87.9%
岩手県	91.0%	88.6%	86.7%
宮城県	95.7%	94.3%	93.1%
秋田県	87.1%	85.9%	84.1%
山形県	91.8%	89.6%	87.4%
福島県	92.9%	92.3%	91.3%
茨城県	91.2%	90.0%	89.1%
栃木県	92.8%	90.4%	88.6%
群馬県	93.5%	91.3%	90.5%
埼玉県	95.2%	93.0%	92.0%
千葉県	91.9%	90.1%	89.1%
東京都	93.3%	91.8%	90.5%
神奈川県	97.3%	96.5%	96.0%
新潟県	87.6%	85.5%	83.9%
富山県	86.0%	83.9%	82.6%
石川県	87.4%	85.6%	84.7%
福井県	88.0%	86.9%	84.3%
山梨県	83.8%	82.8%	78.5%
長野県	80.6%	78.8%	77.7%
岐阜県	83.7%	82.5%	80.6%
静岡県	89.9%	88.8%	87.3%
愛知県	83.9%	83.1%	82.0%
三重県	87.1%	86.9%	85.3%

都道府県	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
滋賀県	95.7%	93.3%	92.1%
京都府	96.0%	93.4%	92.2%
大阪府	97.1%	96.0%	95.5%
兵庫県	99.4%	97.6%	96.5%
奈良県	89.8%	89.4%	88.1%
和歌山県	86.6%	88.8%	88.1%
鳥取県	87.3%	85.8%	83.5%
島根県	95.0%	92.6%	91.4%
岡山県	94.0%	92.8%	92.4%
広島県	88.2%	87.0%	85.9%
山口県	92.4%	91.3%	90.1%
徳島県	90.5%	87.6%	85.9%
香川県	88.6%	87.4%	85.8%
愛媛県	90.3%	88.6%	87.4%
高知県	83.9%	84.1%	82.4%
福岡県	94.9%	93.8%	92.7%
佐賀県	92.8%	91.8%	90.4%
長崎県	96.4%	93.8%	92.0%
熊本県	97.2%	95.4%	93.7%
大分県	92.1%	91.6%	90.3%
宮崎県	95.4%	94.3%	92.9%
鹿児島県	97.7%	96.8%	94.4%
沖縄県	95.8%	94.6%	92.7%

<制度の現状、背景>

- 就園していないこどもは0～2歳児の約6割を占める。現行の保育所等の制度では、就労等の保育の必要性がある者を対象としており、専業主婦家庭等を含めた就園していないこどもへの支援を強化していく必要。

【年齢別の就園していないこどもの割合（令和3年度）】



- こうした中、こども未来戦略方針（令和5年6月閣議決定）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設することとしている。
- 本制度について、2024年度は制度の本格実施を見据えた形で試行的事業を実施することとしており、本年9月から、試行的事業実施の在り方に関する検討会（秋田喜代美座長）において、制度の意義、具体的な事業実施上の留意点等を議論し、本年12月に中間取りまとめを行う。
- こども誰でも通園制度の意義は、こどもにとって、
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
 - ・ こどもの専門的な理解を持つ人からこどもの良いところ等を伝えられるなどにより、保護者はこどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも関わっていくこと
 など、就園していないこどもの育ちを支えるためのもの。

<改正のイメージ（案）>

左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととするか。

- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、**新たに「〇〇給付」を創設**する。
 （参考）市町村から事業の運営に要する費用に係る給付費を支給することとする。利用者負担は事業者が徴収。
- **利用対象者**について、**満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象**とし、**居住する市町村による認定の仕組み**を設けることとする。
 （※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのかということに十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 利用者は、**月一定時間までの利用可能枠の中で利用**が可能。
- **本制度を行う事業所**について、**市町村による指定（認可・確認）の仕組み**を設けることとする。
 - ① 本制度を指す事業として「〇〇事業」を新たに設け、設備運営基準への適合等を審査した上で、市町村が認可
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業者として、市町村が確認
- **市町村による指導監査、勧告等**を設けることとする。
 - ① 認可基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業所への指定監査、勧告、命令等
- 市町村による調整を行うのではなく、利用者^と事業者との直接契約で行うこととする。
- その他、円滑な利用や運用の効率化を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を持つシステムを構築する。

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～ (令和5年6月13日閣議決定) (抜粋)

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずい形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。

〔新たな通園給付のイメージ〕

- こども1人につき月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとすることを想定。
- また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点などの幅広い事業者の取組を想定。

現行の子どものための教育・保育給付

- ・フルタイム就労の者
 - ・パートタイムの者（一定の就労時間以上）等
- ※保育の必要性を市町村が認定することが必要



こども誰でも通園制度（仮称）の創設

- ・専業主婦（夫）等
 - ・育休中の在宅で子育てをする家庭 等
- ※就労要件を問わない

※令和5年度からは、未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施



- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代とかわりながら成長できる機会を保障できる。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。

（1）「こども誰でも通園制度」（仮称）の制度について

- 制度の全体像について
- なぜ「こども誰でも通園制度」の創設が求められるのか
- こども、保護者にとってどういった意義があるのか
- 通常の保育や一時預かりとは異なる「こども誰でも通園制度」の意義は何か
- 職員に求められる力量や難しさ、やりがいはどのようなものか

（2）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点

- 令和6年度の試行的事業について
- 試行的事業を実施する上で、年齢横断の共通の留意点・論点は何か
- 年齢ごと（0歳児、1歳児、2歳児）のかかわり方の特徴と留意点は何か
- 利用方法（定期利用、自由利用）毎の特徴と留意点は何か
- 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）毎の特徴と留意点は何か

（3）施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

- 保育所・認定こども園をベースにして実施する場合
- 小規模保育をベースにして実施する場合
- 家庭的保育事業をベースにして実施する場合
- 幼稚園をベースにして実施する場合
- 地域子育て支援拠点をベースにして実施する場合

（4）その他

- 要支援家庭への対応上の留意点は何か
- 市町村において、地域の実情を踏まえた事業実施に向けて検討しなければならないことは何か
- こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

論点

- なぜ「こども誰でも通園制度」の創設が求められるのか
- こども、保護者にとってどういった意義があるのか
- 通常の保育や一時預かりとは異なる「こども誰でも通園制度」の意義は何か
- 職員に求められる力量や難しさ、一方で職員にとってのやりがいとはどのようなことが考えられるのか

- こども、子育て政策の抜本的強化を検討する過程の中で、0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することが強く求められてきた。

こうしたニーズに対応するため、「こども誰でも通園制度」の創設を打ち出すことにしたものの。

（いただいた意見）

- ・「こどもは保護者だけが育てるのではなく、社会のさまざまな人がこれに関わり社会全体で子育てを支える」ことが望ましいということの子育て家庭だけではなく広く社会全体に伝えていく必要がある。

- こども誰でも通園制度の導入により、こどもや保護者にとって以下のような意義があるのではないかと考えられる。
 - ① こどもにとって、在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。
こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて成長できる。
 - ② こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人からこどもの良いところや育っているところを伝えられる、こどもの可愛らしさを共感してもらう、自身やこどもへの温かい言葉や応援の声をかけられるなど、保護者が園と関係を持つ中で「家族以外の人自分たちを気にかけている」と実感できることは、こどもへの接し方が変わるきっかけとなったり、こどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも大きく関わっていく。
 - ③ 保護者にとっても、こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人とのかかわりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるのと同時に、月に一定時間でもこどもを預かってもらえることで育児の負担の軽減につながる。

（いただいた意見）

- ・こどもにとっては、年齢の近い子とのかかわりは社会情緒的な発達への効果的な影響など成長発達に資する豊かな経験をもたらすといったメリットがある。
- ・保護者にとっては保育者がこどもの出来ていることを伝えてくれることで、自信が回復する。口頭でのアドバイスに限らず、実際に目の前で育児方法の模範を見せることにより保護者の「親育ち」につながる。

- こども自身や保護者のウェルビーイングが向上することは、ひいては「こどもまんなか社会」、「社会全体のウェルビーイングの向上」につながる。
一方で、「『幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）』の策定に向けた中間整理（案）」において、家庭環境や心身の状況等にかかわらずすべてのこどもの育ちを保障すると記載されている趣旨を踏まえ、本制度で預かるこどもに対する関わり方について具体的に示すことが重要ではないか。
- 現行の各制度と比較すると、以下のような意義があるのではないか。
 - ① 現行の教育・保育給付では、利用できる者が、就労等の保育の必要性がある者に限定されており、専業主婦（夫）家庭等も含めた未就園児のいるすべての家庭に対する支援には限界がある中、こども誰でも通園制度では就労要件を問わず誰もが利用できる。
 - ② 現在の一時預かりは事業である一方で、こども誰でも通園制度は①給付制度とすることで一定の権利性が生じること、②全国どの自治体でも共通で実施することで、制度利用のアクセスを向上させる意義がある。
 - ③ 一時預かり事業では、利用者が事業者へ直接利用を申し込むことが基本であるが、こども誰でも通園制度では、認定の申請をする人とならない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかを自治体が把握することができ、支援が必要な家庭の把握などにつなげていくことができる。
- 職員にとってみると、以下のようなことが考えられるのではないか。
 - ① こどもの日々の体調、好きな遊びなど、こども一人一人の特性・特徴を時間をかけて把握して関わっていくこと、通常の保育と比べると少ない時間で理解することや、こどもの育ちを連続的に捉えることに難しさがある一方で、これまでかかわることの少なかったこどもや家庭とかかわることで、専門性をより地域に広く発揮できるのではないか。
 - ② 保育所等では普段関わることの少ない、在宅で子育てをする保護者とも関わっていくことができ、その保護者に対して家庭だけでは気づかないことを伝えたり、育児負担や孤立感・不安感の解消につなげていくなど、在宅で子育てをする保護者に対しても専門性を発揮できるのではないか。
 - ③ こども毎に在園時間が異なることを踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、従事者間の情報共有が適切になされることが重要ではないか。

（いただいた意見）

- ・保護者の代わりに預かるという「サービス」ではなく、保護者と共に子育てをするための制度であることを発信していくことが必要。
- ・滞在時間等が異なるため、予め構成されたプログラムの中にこどもを慣れさせるというよりは、こどもの遊びの主導性、仲間づくりなどを中心に、こどもの積極性が育まれるようプログラム構成を考えることが必要。
- ・こどもを理解するには一定の時間がかかるため、こどもの特性等を把握するアセスメント力が求められる。
- ・こども誰でも通園制度のこどもを預かることで、もともと通っていたこどもたちに支障が出るようなことはあってはならない。
- ・保育士等、本事業に従事する者に対する研修についても検討していく必要があるのではないか。
- ・現場の保育士にもこの事業に誇りを感じてもらえるようなメッセージの打ち出しが必要。

論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の 試行的事業実施上の留意点について①

令和6年度の試行的事業について

- こども誰でも通園制度（仮称）については、令和6年度概算要求において、本格実施（改正法が施行され、全国の自治体での実施）を見据えた形での試行的事業を実施することとしている。
 - 試行的事業の内容については、事項要求であり予算編成過程において検討することとしているが、予算編成過程の検討と並行して、本検討会においては、試行的事業の実施に向けて、具体的な事業実施の留意点について検討する。
 - 令和5年度のモデル事業では、こどもや保護者への効果の検証に重点を置いており、施設毎に補助基準額を設定し、31自治体、50事業者での実施だったが、2024年度の試行的事業では、自治体における提供体制の整備を促すため、実施自治体数は拡充した上で、人口規模に応じた自治体毎の補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形での実施が可能とすることを検討している。
 - また、2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討している。
- (※) 「月10時間」は1日中利用するとすれば月1回、午前約2時間利用するとすれば毎週利用するというイメージ
- (※) 一時預かりの整備状況は未就園児1人当たりで見ると年間約2.86日（月1～2時間程度に相当）となっており、月10時間利用できる試行的事業は、一時預かりよりも相当程度多く利用できることとなる

（いただいた意見）

・ こどもの慣れや育ちの観点から「月10時間」では足りず、月当たりの利用時間はより長く設定すべきではないか。

(※) 「月10時間」は、令和6年度の本格実施を見据えた試行的事業における「補助基準上の上限」ではあるものの、令和6年度の本格実施を見据えた試行的事業は制度の本格実施を見据えた形で実施するものであることから、こども誰でも通園制度の制度化、全国的な実施も見据えながら設定する必要があり、都市部を含め全国の自治体において提供体制等を確保することを考え、利用可能枠については「月10時間」を上限としたものである。

論点（２）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について①

職員配置について

- 人員配置については、令和5年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とする予定。

現行の一時預かり事業の基準

- ①一般型においては、
 - ☞乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士等を1/2以上。
 - ☞保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。
 - ☞保育従事者の数は2人を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。
 - ☞1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。
- ②余裕活用型においては、
 - ☞「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。
 - ☞クラス定員に対する人員配置で対応が可能。

※障害児を受け入れる事業所では、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、補助基準上の加算がある。

（いただいた意見）

- ・保育士が不足している中で従事者をどう確保するかが大きな課題。保育士だけでなくほかの専門分野の資格者も（0歳から2歳に特化した研修を受講するなどして）事業に従事できるようにすべきではないか。
- ・特に、保護者の育児に不安があるような場合は同じ保育士が連続して関わるのが一番良い。責任者を安定して置けるようにしてほしい。
- （※）今年度のモデル事業と令和6年度の本格実施を見据えた試行的事業の実施状況などを踏まえながら検討していく。

現行の一時預かり事業と 「こども誰でも通園制度（仮称）」の関連について

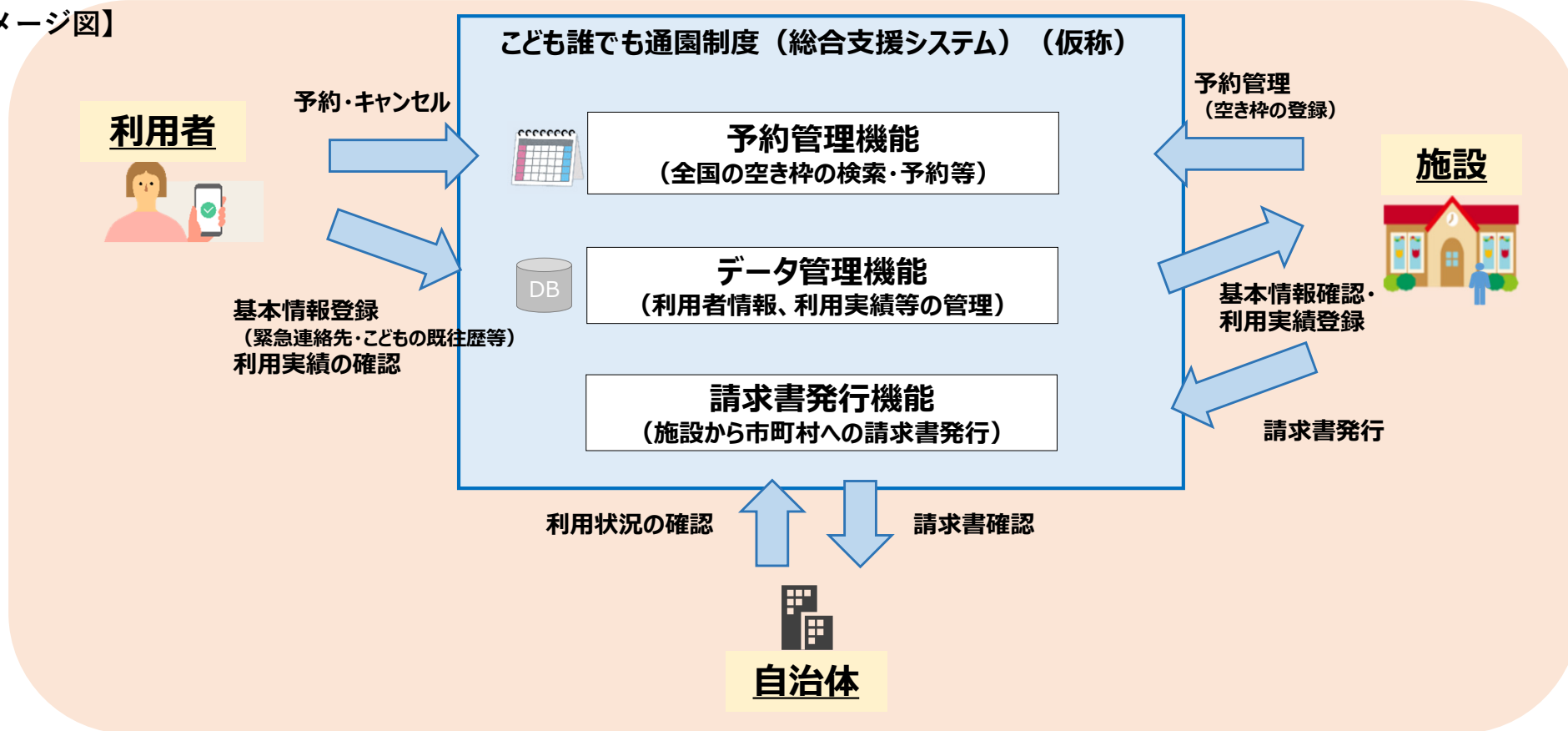
	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（仮称） として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業の一つ）	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付（名称は精査中）」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第7項）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、 <u>全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付（こども未来戦略方針より）</u>
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収をすることを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定（制度改正の中で検討）
利用方法 ※初めて利用する施設においては事前の登録が必要であることを前提とする。	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定

論点

○ こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

- こども誰でも通園制度について、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、全国全ての自治体で実施するものであることから国が基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用する形態をとることを基本と考えている。
- 具体的には、①利用者が簡単に予約できること（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）、③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）の3つの機能を実現できるシステムの構築を検討する。

【イメージ図】



ただいまより グループワークの時間です

- 当事者意識をもって参加しましょう
- 同じ方ばかり、話過ぎないようにしましょう
- 意見をまとめて、後ほど発表頂きます
- こどもたちのために、がんばりましょう

グループワーク【議題1】

貴園での送迎の際の、ヒヤリ
とした事例について

情報交換を行いましょう

グループワーク【議題2】

貴園での送迎バスの安全管理の
取り組み事例。

その中でも、効果的であった事例
について情報交換を行いましょう